



内部通報制度アンケート調査

2022年版内部通報制度の整備状況に関するアンケート調査 報告書

デロイト トーマツ リスクアドバイザリー株式会社
www.deloitte.com/jp/hl 2023年5月

目次

アンケート調査の概要	...	3	海外内部通報 運用開始時期	...	23
【サマリー】内部通報窓口の設置状況	...	4	海外内部通報 受付サービスの重視要素	...	24
【サマリー】通報受信実績と制度導入状況	...	5	海外内部通報 受付周辺サービスの重視要素	...	25
個別質問ごとの回答集計	...	6	海外内部通報 運営の優先地域	...	26
海外拠点の有無	...	7	海外内部通報 運営課題	...	27
内部通報 受付窓口の設置状況	...	8	内部通報等制度の認知度等を計る調査 実績	...	28
内部通報 外部窓口の設置状況	...	9	内部通報制度の認知度	...	29
内部通報 外部窓口の運営担当	...	10	内部通報制度の認知度の前回調査からの変化	...	30
国内内部通報 実績	...	11	内部通報以外の情報収集活動	...	31
海外内部通報 実績	...	12	内部通報制度認証の休止認知	...	32
国内内部通報 組織不正の比率	...	13	内部通報制度認証の方針	...	33
海外内部通報 組織不正の比率	...	14	内部通報制度認証の代替となる認証制度	...	34
内部通報 性質に応じた窓口・担当部署の設置状況	...	15	ISO37002の認知度	...	35
内部通報 運営規程と運営体制	...	16	ISO37002公開後の内部通報制度の見直し	...	36
内部通報 エスカレーションの判断部署	...	17	改正公益通報者保護法についての認識	...	37
内部通報 重篤通報の対応機関	...	18	改正公益通報者保護法のうち認知している事項	...	38
内部通報 通報者対応の窓口	...	19	改正公益通報者保護法の11条指針についての認識	...	39
海外内部通報 通報者対応の窓口	...	20	改正公益通報者保護法の11条指針の難しい点	...	40
内部通報 リニエンシー制度の導入状況	...	21	勤務先の上場状況	...	41
内部通報 報奨制度の導入状況	...	22	アンケート項目	...	42

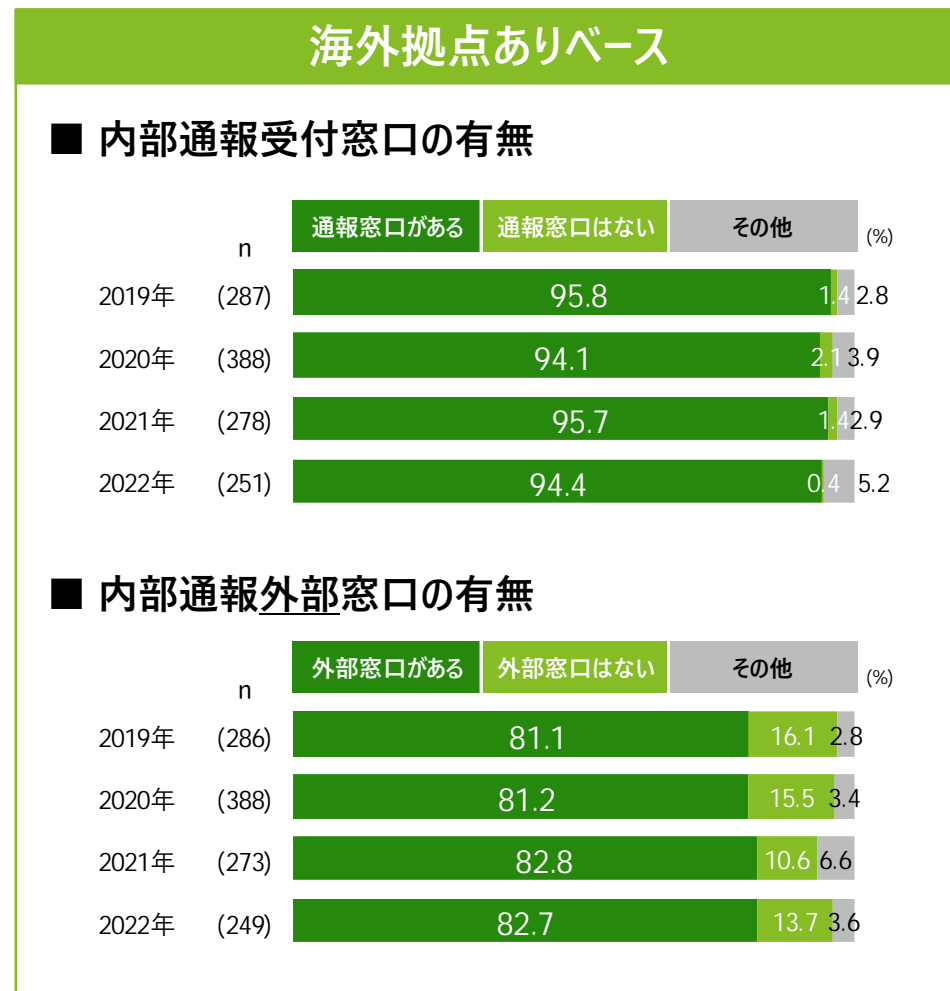
デロイト トーマツ グループに接点のあるご担当者へ調査を依頼しました

アンケート調査の概要

- | | |
|---------|---|
| 対象 | <ul style="list-style-type: none">過去にデロイト トーマツ グループ主催のセミナーにお申込みをいただいた方のうち、経営企画/総務/法務/内部監査/国際管理 の各部門にご所属の方過去にデロイト トーマツ リスクアドバイザリー株式会社の内部通報サービスをご説明した企業のご担当者 |
| 実施期間 | <ul style="list-style-type: none">アンケート実施期間：2022年10月3日(月)～11月4日(金) |
| 依頼・回答方法 | <ul style="list-style-type: none">Eメールで案内を送信し、Webアンケートフォームに回答を入力 |
| 回答数 | <ul style="list-style-type: none">Webアンケートフォーム入力回答数：397件 |
| 有効回答数 | <ul style="list-style-type: none">有効回答数：375社 ※勤務先の内部通報制度を「全く把握していない」回答は無効とした
(参考：2021年の有効回答数:410社、2020年542社、2019年:405社) |
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none">後述「アンケート項目」(全38問：Q1～Q38)を参照 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">アンケートの集計結果は、端数処理のために合計しても100%にならない場合ありパーセンテージ表示は、原則として小数点第二位を四捨五入して小数点第一位で表示 |

【サマリー】内部通報窓口の設置状況

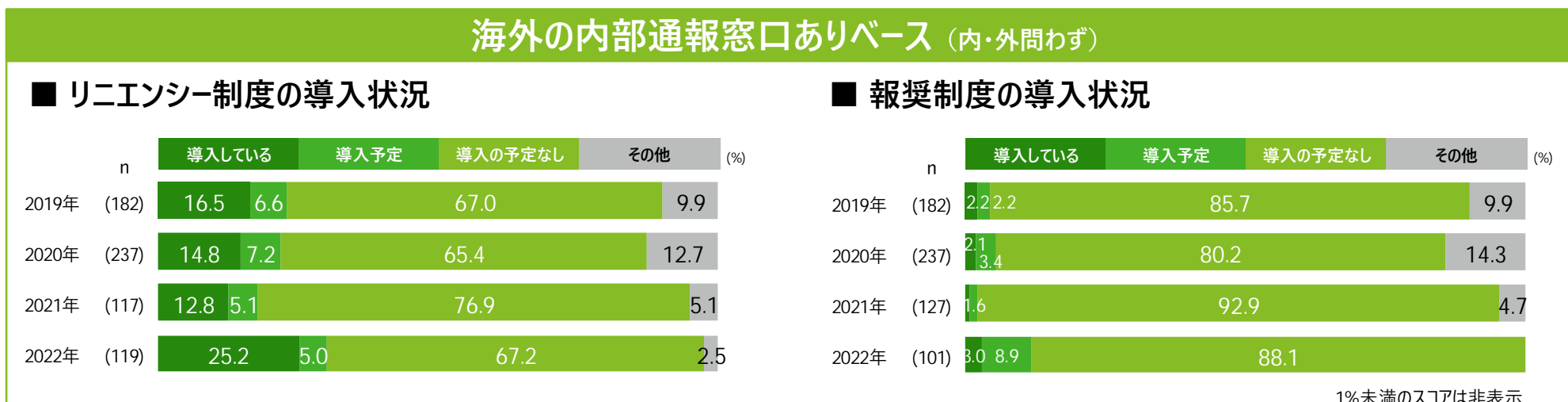
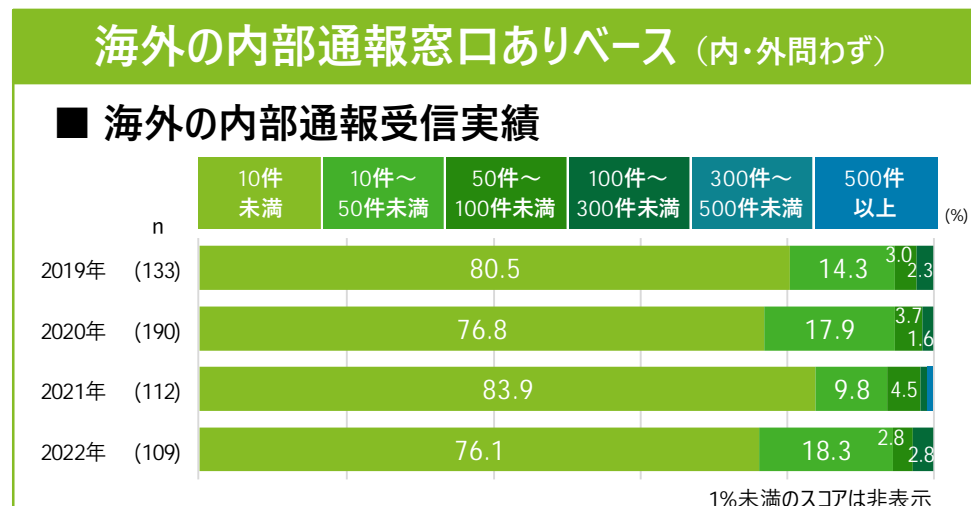
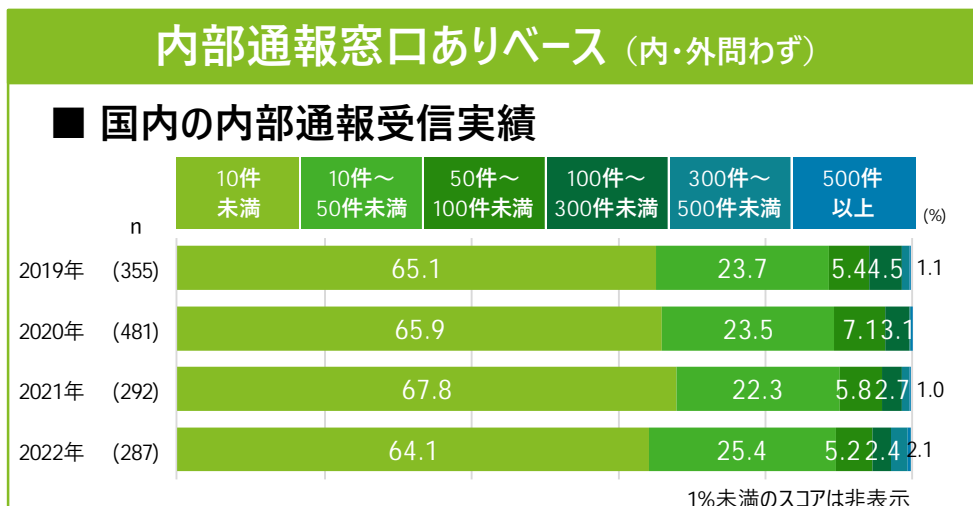
内部通報窓口の設置は、昨年と同水準で9割以上浸透している。



【※いずれも「わからない」の回答者は除外とした】

【サマリー】 通報受信実績と制度導入状況

内部通報実績は、国内外とも時系列で大きな変動は見られない。
 リンエンシー制度は4社に1社が導入済みで、前回調査より10pt以上上昇した。



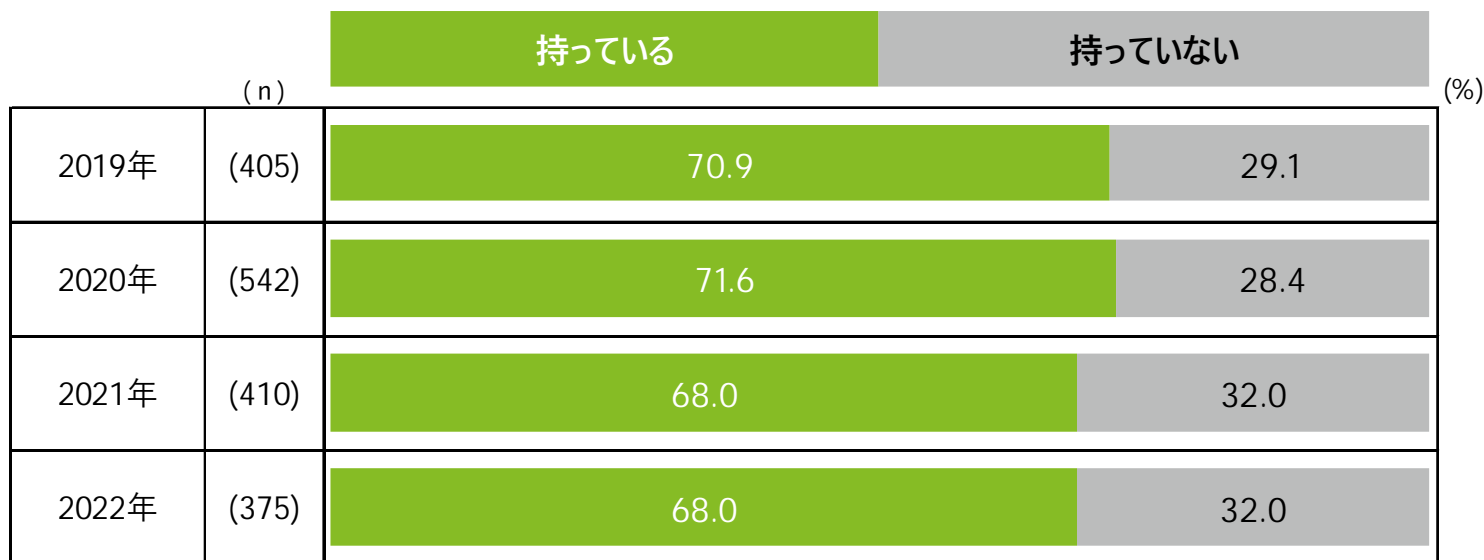
【※いずれも「わからない」の回答者は除外とした】

個別質問ごとの回答集計

※会社概要を尋ねる質問（業種、従業員数）は集計していない

海外拠点の有無

Q2.あなたのお勤め先の会社は、海外に拠点（グループ会社、支社や店舗など）をお持ちですか。

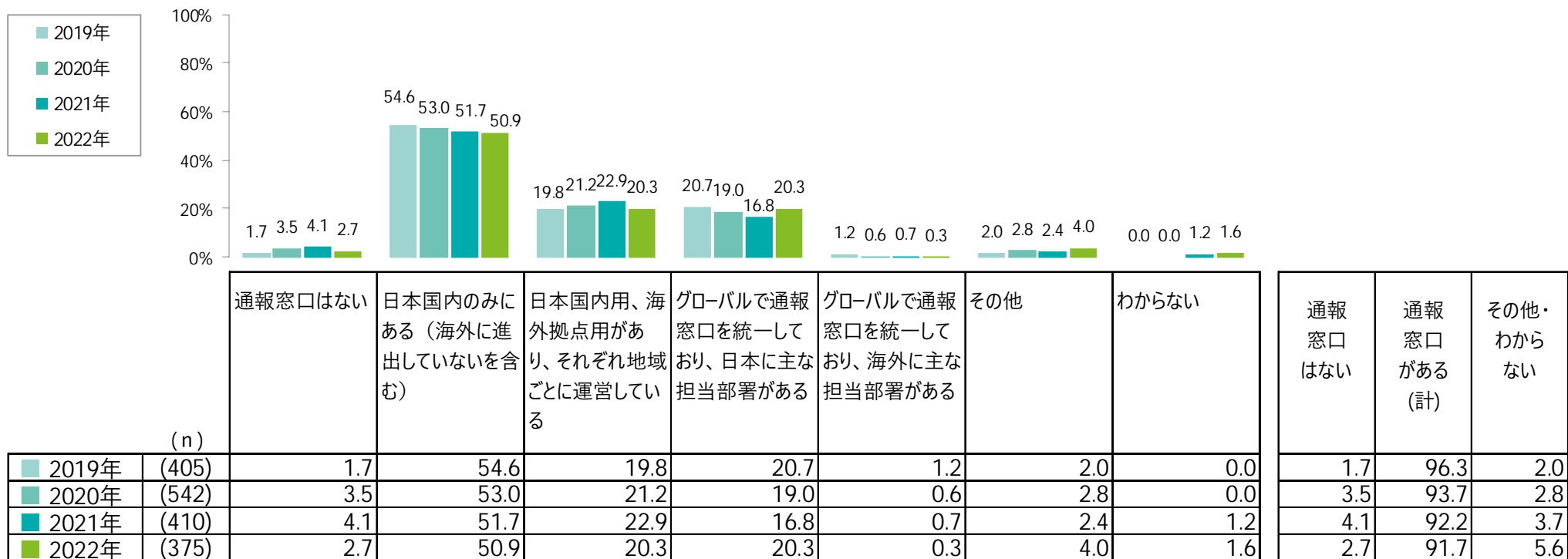


今回の調査対象の内、海外進出企業は68.0%で、前回と同水準。

【集計のベース：全体】

内部通報 受付窓口の設置状況

Q3.あなたのお勤め先の、内部通報の社内受付窓口の設置状況をお知らせください。



※2019年調査では「海外拠点用」→「海外子会社用」と聴取

(%)

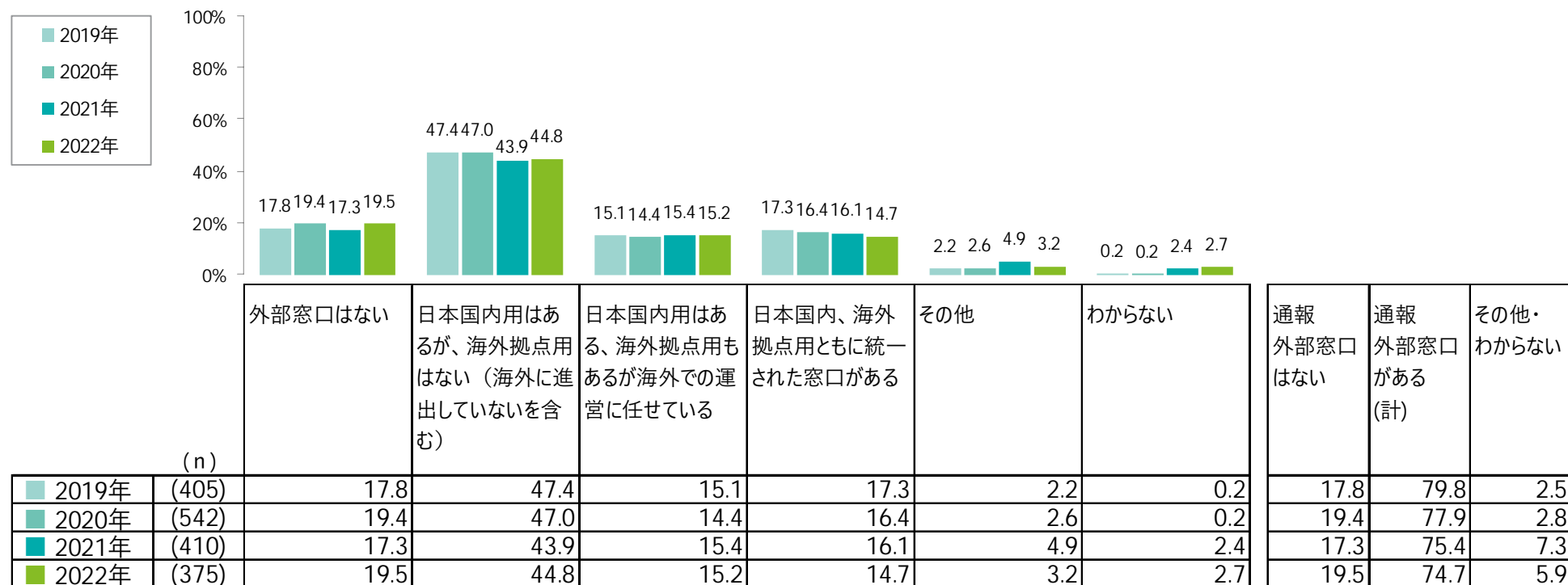
内部通報受付窓口の設置は91.7%で、前回調査と同水準であるが、19年調査から微減傾向。

「日本国内のみにある」が50.9%と主流で、「日本国内用、海外拠点用があり、それぞれ地域ごとに運営している」「グローバルで通報窓口を統一しており、日本に主な担当部署がある」（各20.3%）が2割強で続く。

【集計のベース：全体】

内部通報 外部窓口の設置状況

Q4.あなたのお勤め先の、内部通報の「外部窓口」の設置状況をお知らせください。



※2019年調査では「海外拠点用」→「海外子会社用」と聴取

(%)

内部通報外部受付窓口の設置は74.7%で、前回調査と同水準であるが、19年調査から微減傾向。

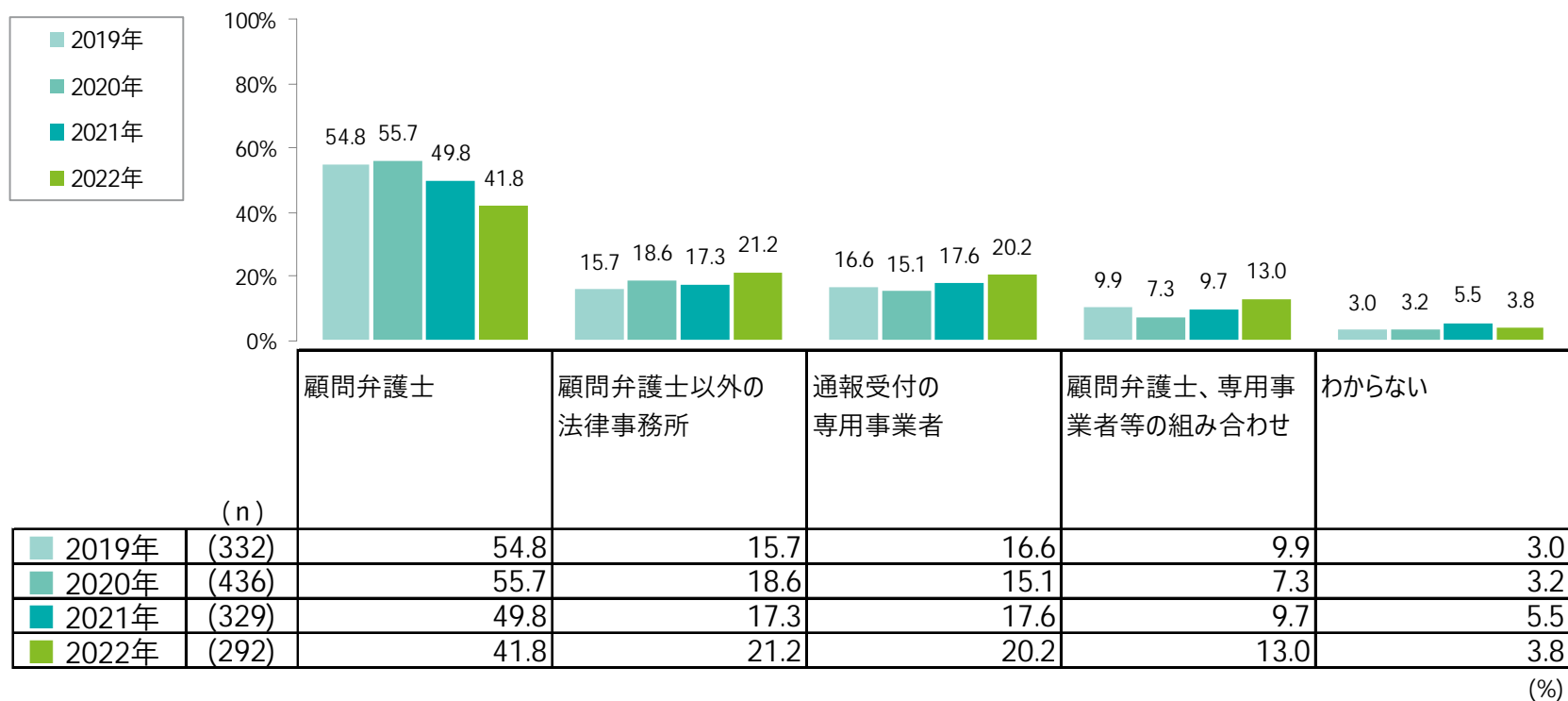
「日本国内用はあるが、海外拠点用はない」が44.8%で主流。

「外部窓口はない」は19年調査からほぼ横ばいで推移し、一定数みられる。

【集計のベース：全体】

内部通報 外部窓口の運営担当

Q5.あなたのお勤め先の、内部通報の「外部窓口」の運営担当者をお知らせください。
 差し支えなければ、具体的な運営事業者をお知らせください。

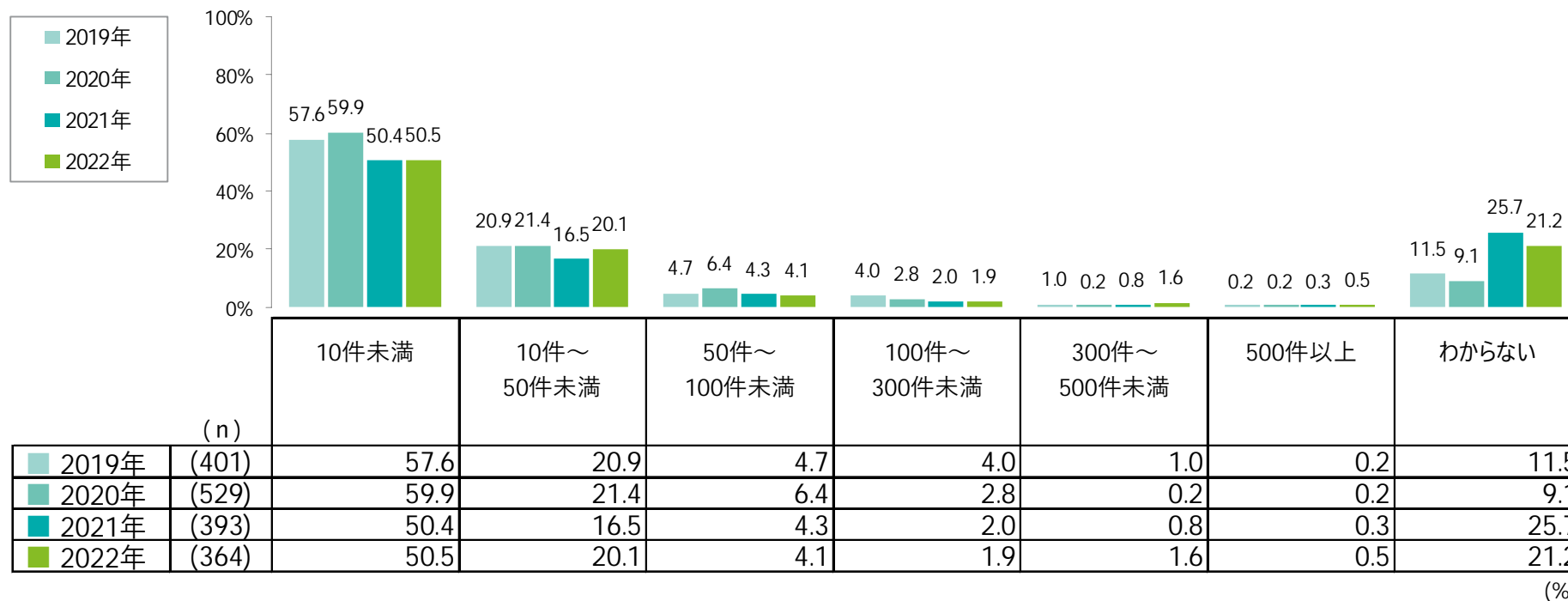


外部窓口の運営担当は、「顧問弁護士」（41.8%）が最も高い。

「顧問弁護士」は20年調査以降減少傾向。

【集計のベース：内部通報の外部窓口あり】

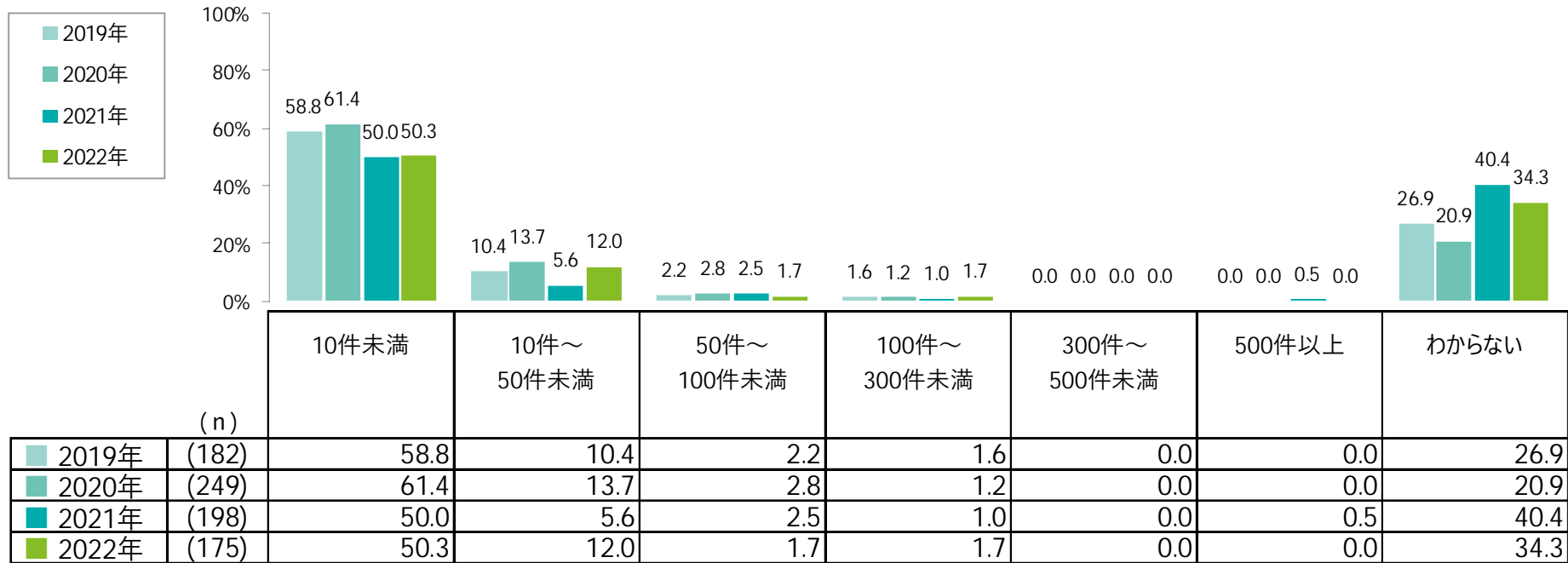
Q6.窓口の内・外、通報の性質に関わらず、国内の内部通報の受信実績は直近1年で合計何件くらいでしたか。



「10件未満」(50.5%)が最も高く、次いで「10件～50件未満」(20.1%)が続く。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

Q7.窓口の内・外、通報の性質に関わらず、海外拠点の内部通報の受信実績は直近1年で合計何件くらいでしたか。



※2021年調査以前は設問文「海外拠点」→「海外」と聴取

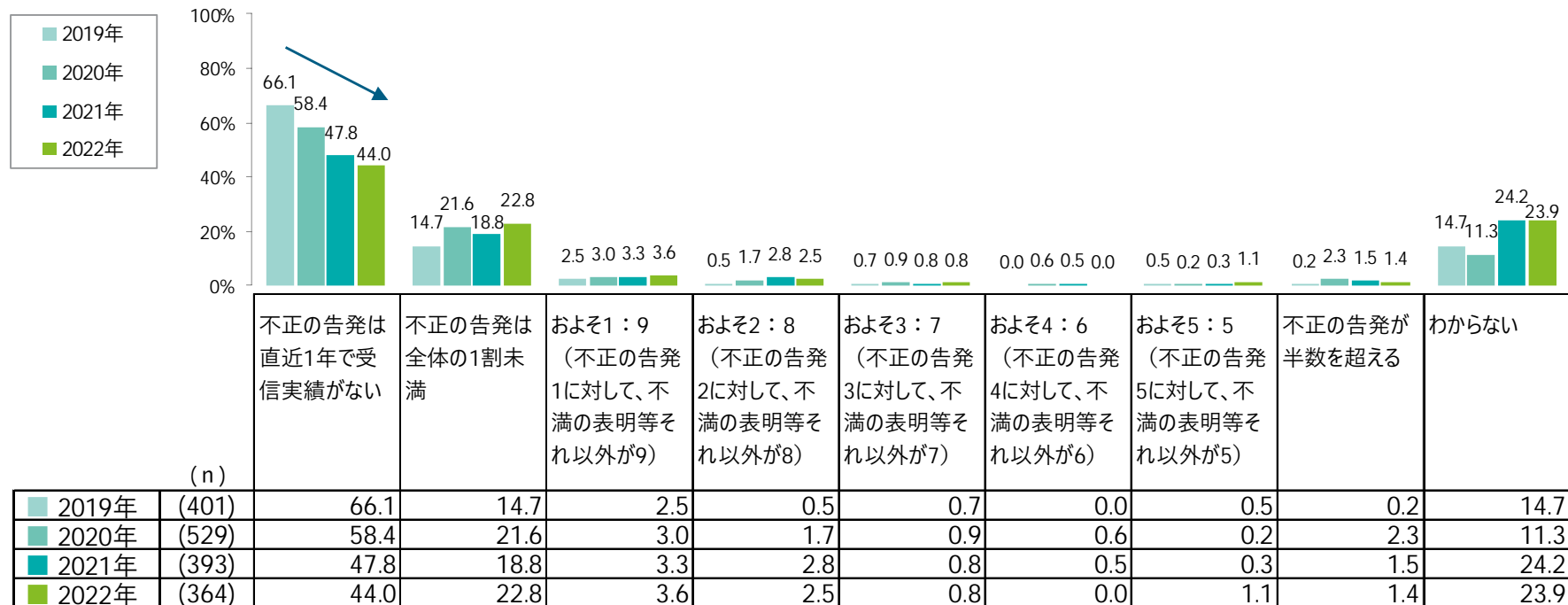
(%)

「10件未満」(50.3%) が最も高く、次いで「10件～50件未満」(12.0%) が続く。

【集計のベース：海外の内部通報窓口あり（内外問わず）】

国内内部通報 組織不正の比率

Q8.窓口の内・外に関わらず、直近1年の国内の内部通報において、不正（ハラスメント等の個人被害ではない、社外のステークホルダーもしくは組織自体が直接被害を受ける不正のこと）の告発の受信実績比率として最もあてはまるものをお知らせください。



※2019年調査では「不正」→「組織不正」と聴取

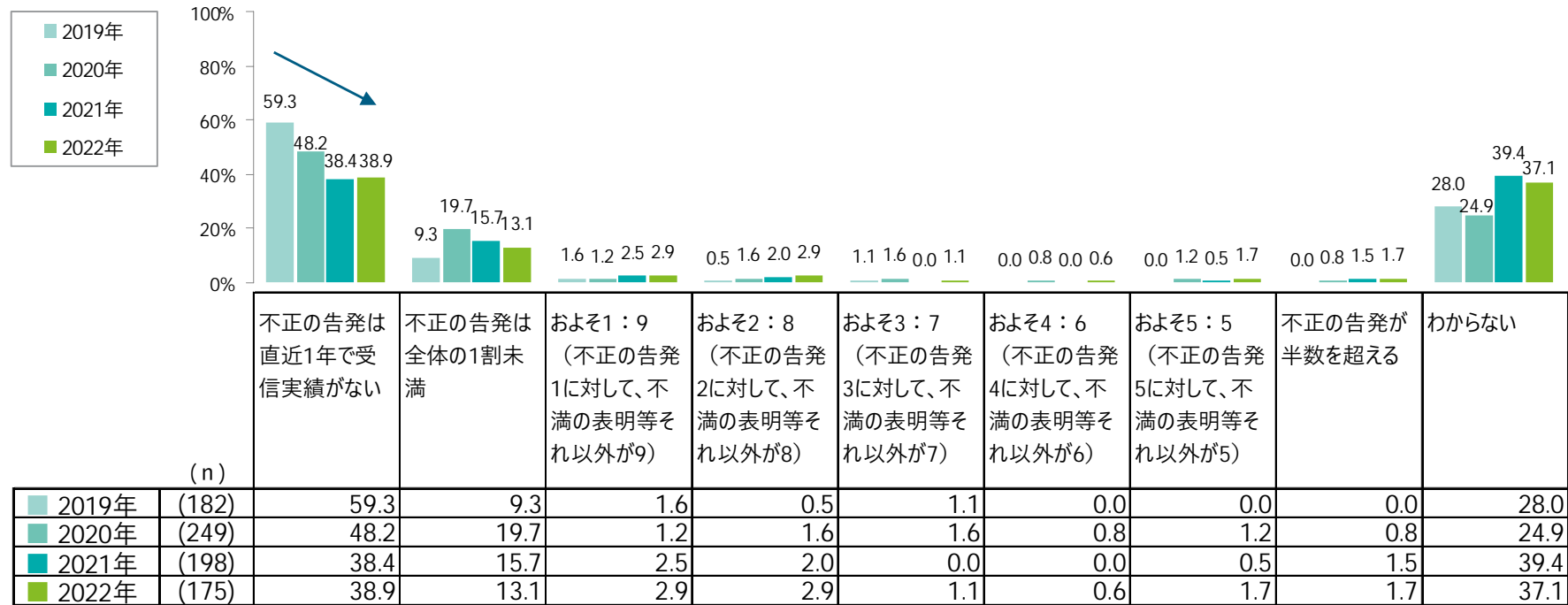
(%)

「不正の告発は直近1年で受信実績がない」（44.0％）が最も高いが、19年調査から経年で減少傾向がみられ、19年と比較すると20pt以上減少している。

受信実績のある中では、「不正の告発は全体の1割未満」（22.8％）が高い。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

Q9.窓口の内・外に関わらず、直近1年の海外拠点の内部通報において、不正の告発の受信実績比率として最もあてはまるものをお知らせください。



※2019年調査では「不正」→「組織不正」と聴取

※2021年調査以前は設問文「海外拠点」→「海外」と聴取

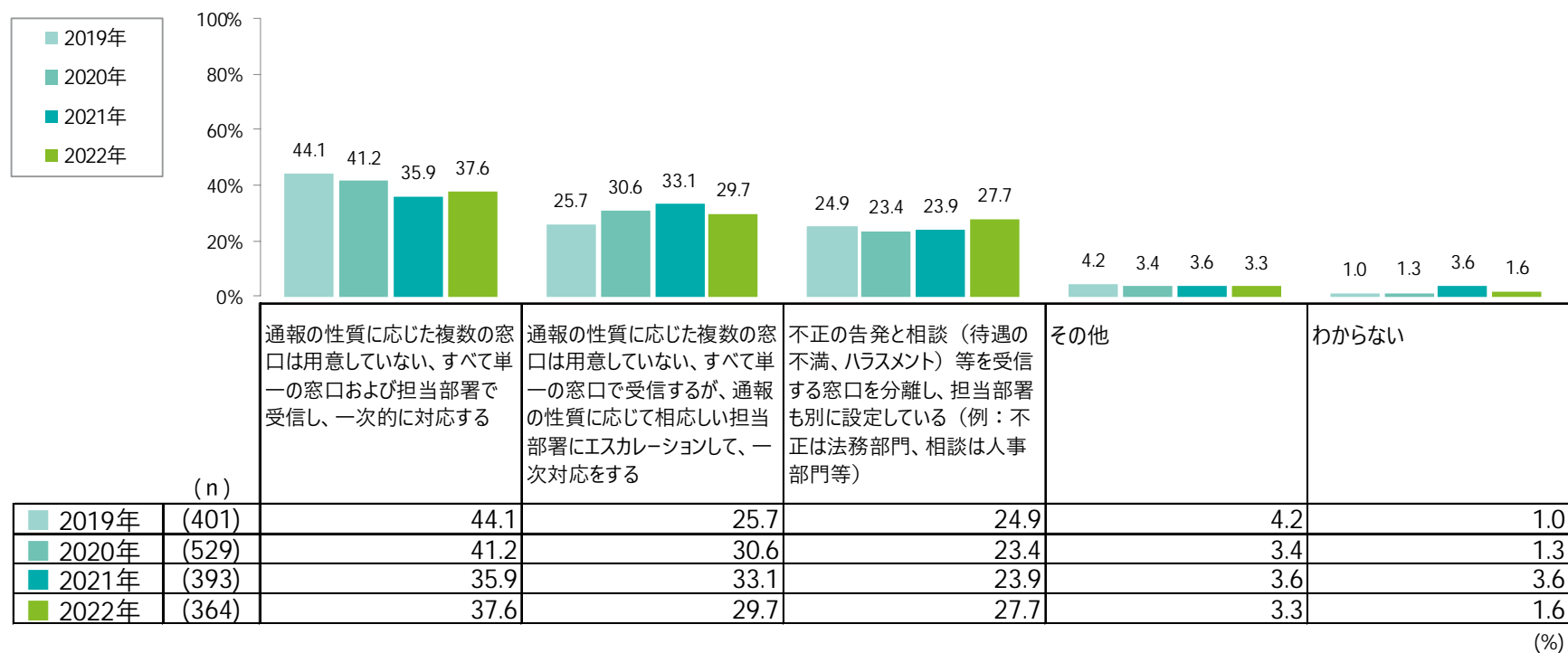
海外も国内同様に、「不正の告発は直近1年で受信実績がない」（38.9％）が最も高く、前回調査と同水準。ただし、19年調査から経年で減少している。

受信実績のある中では、「不正の告発は全体の1割未満」（13.1％）が高い。

【集計のベース：海外の内部通報窓口あり（内外問わず）】

内部通報 性質に応じた窓口・担当部署の設置状況

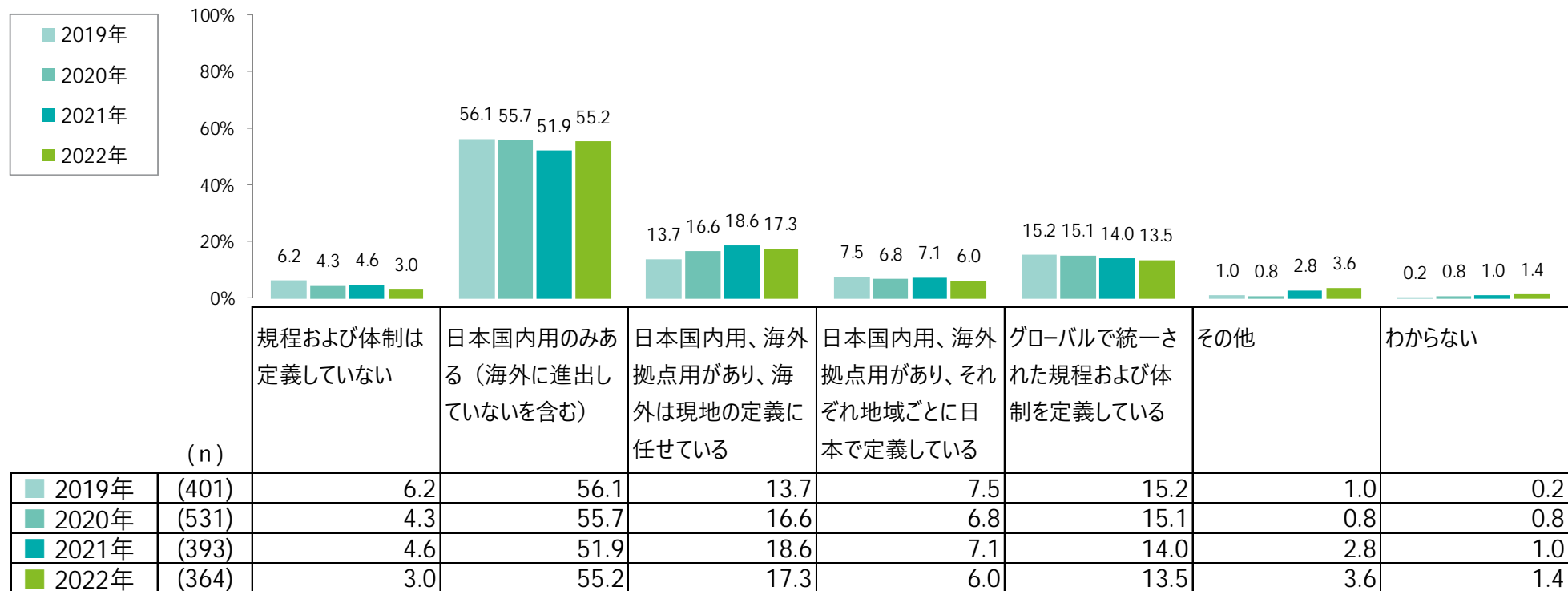
Q10.通報の性質に応じた窓口および担当部署の設置状況をお知らせください。



「通報の性質に応じた複数の窓口は用意していない、すべて単一の窓口および担当部署で受信し、一次的に対応する」（37.6%）が最も高い。次いで「通報の性質に応じた複数の窓口は用意していない、すべて単一の窓口で受信するが、通報の性質に応じて相応しい担当部署にエスカレーションして、一次対応をする」（29.7%）が高く、単一窓口での受信が主流。「窓口を分離」は20年調査から微増傾向。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

Q11.内部通報制度の運営規程および運営体制は定義されていますか。



※2019年調査では「海外拠点用」→「海外子会社用」と聴取

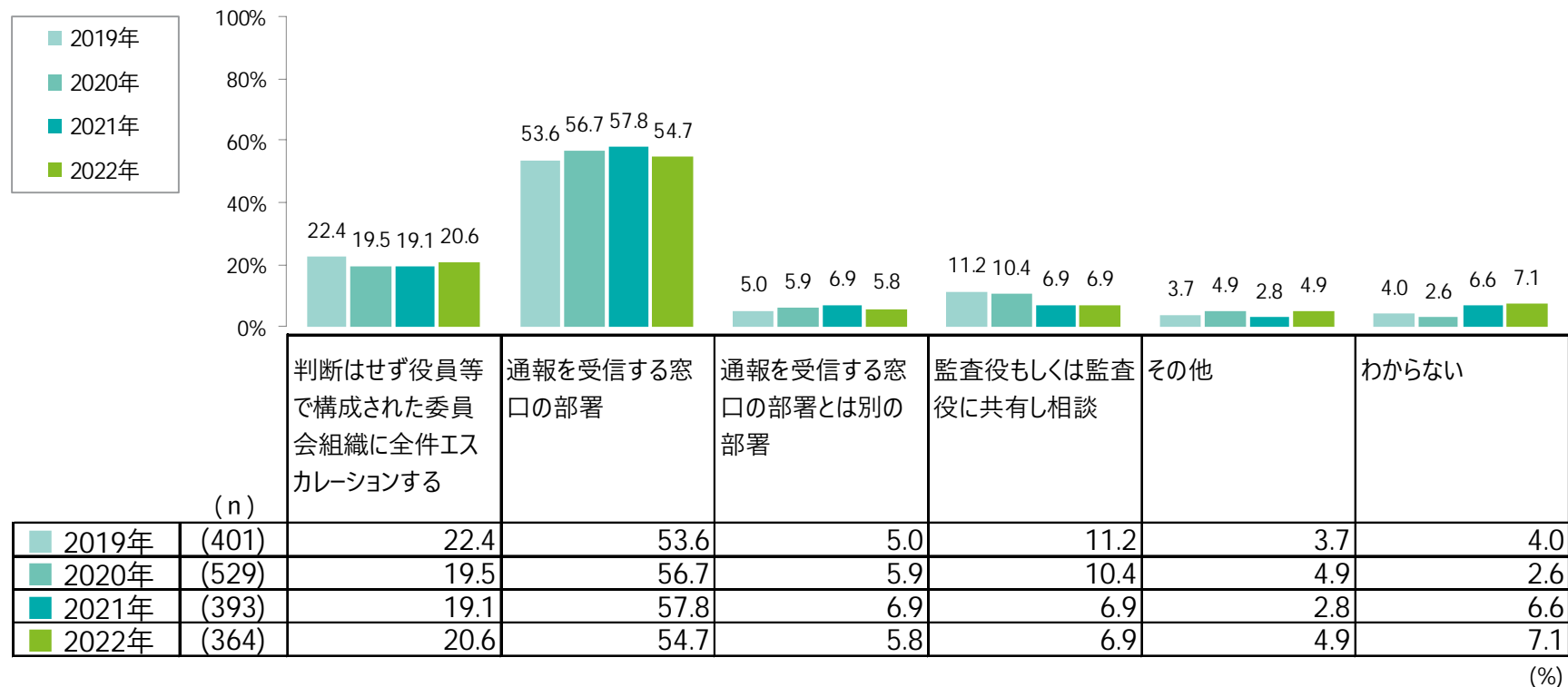
(%)

「日本国内用のみある」（55.2%）が最も高い。

「規程および体制は定義していない」は3.0%で、9割以上は規程、体制を定義している。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

Q12.受信した通報のエスカレーションを判断する機関をお知らせください。

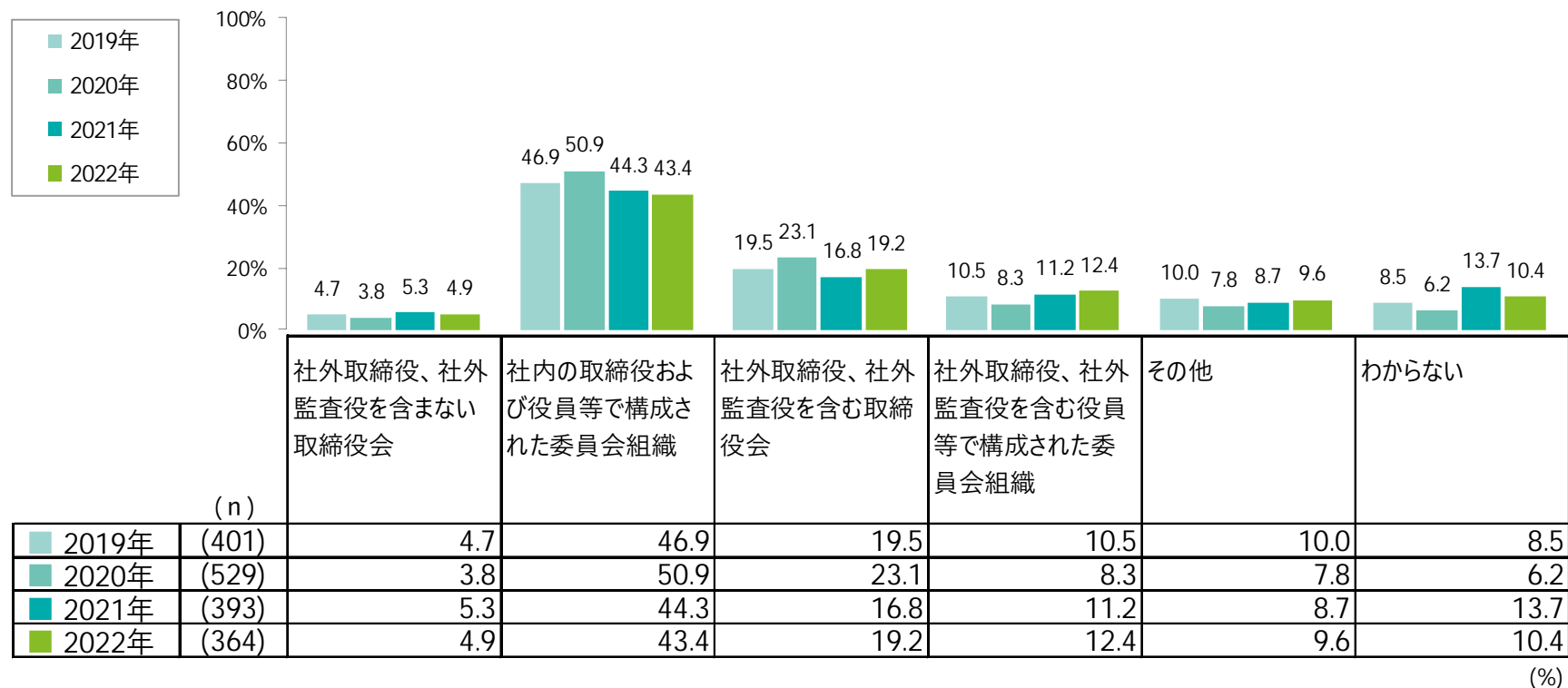


受信した通報のエスカレーション判断は、「通報を受信する窓口の部署」（54.7％）が最も高い。
 「判断はせず役員等で構成された委員会組織に全件エスカレーションする」が次いで高い（20.6％）。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

内部通報 重篤通報の対応機関

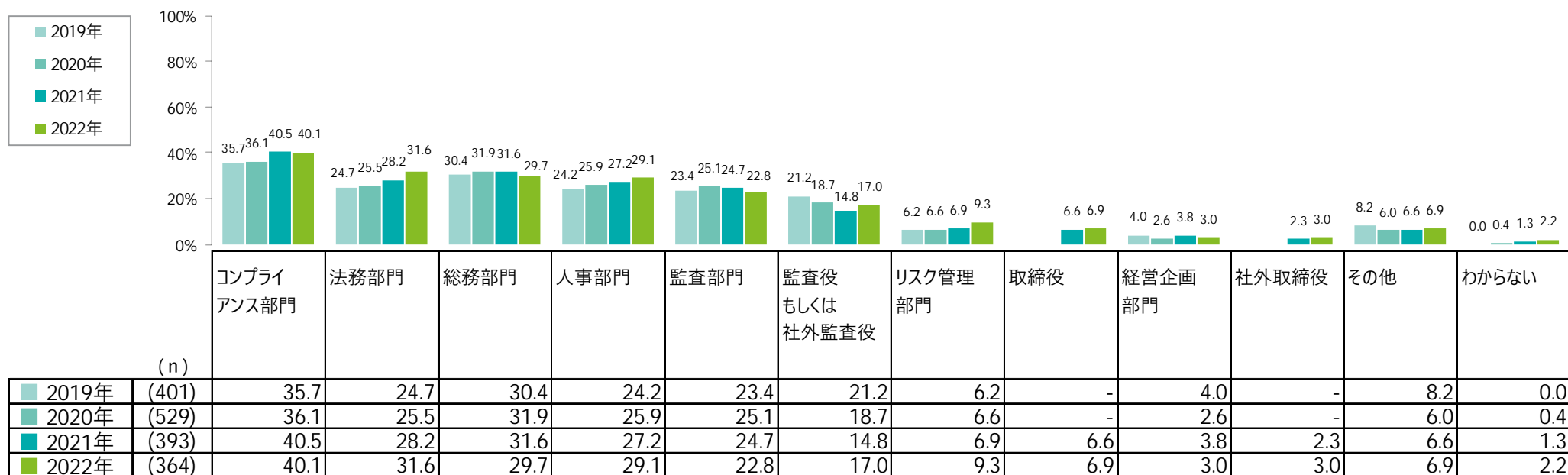
Q13.重篤な内部通報の対応を意思決定する機関をお知らせください。



重篤な内部通報の対応は、「社内の取締役および役員等で構成された委員会組織」（43.4％）が最も高い。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

Q14.不正の告発に対応する国内の内部通報制度の、通報者対応の窓口 (改正公益通報者保護法における公益通報対応業務従事者) となる部署をお知らせください。



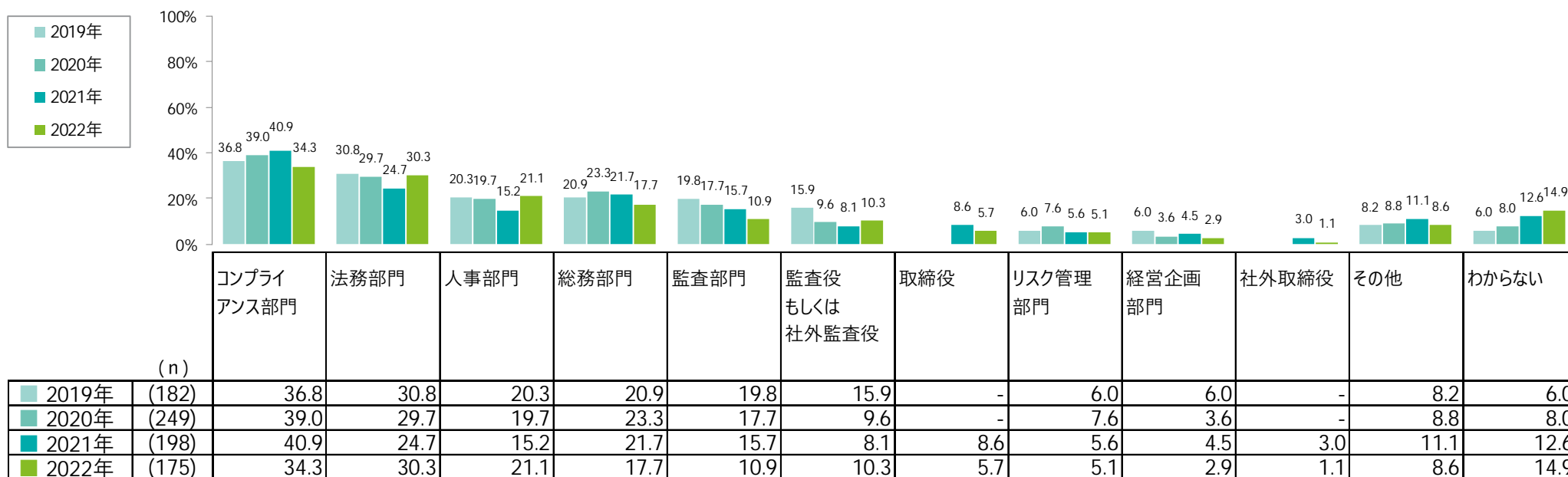
※2019～2020年調査では「監査役もしくは社外監査役」→「監査役もしくは外部取締役」と聴取

※2022年の降順でソート

通報者対応の窓口は「コンプライアンス部門」(40.1%)が最も高く、次いで「法務部門」(31.6%)や「総務部門」(29.7%)、「人事部門」(29.1%)、「監査部門」(22.8%)が対応している。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

Q15.不正の告発に対応する海外拠点の内部通報制度の、通報者対応の窓口 (改正公益通報者保護法における公益通報対応業務従事者) となる部署をお知らせください。



※2019～2020年調査では「監査役もしくは社外監査役」→「監査役もしくは外部取締役」と聴取

※2022年の降順でソート

海外においても、「コンプライアンス部門」(34.3%)が最も高い。

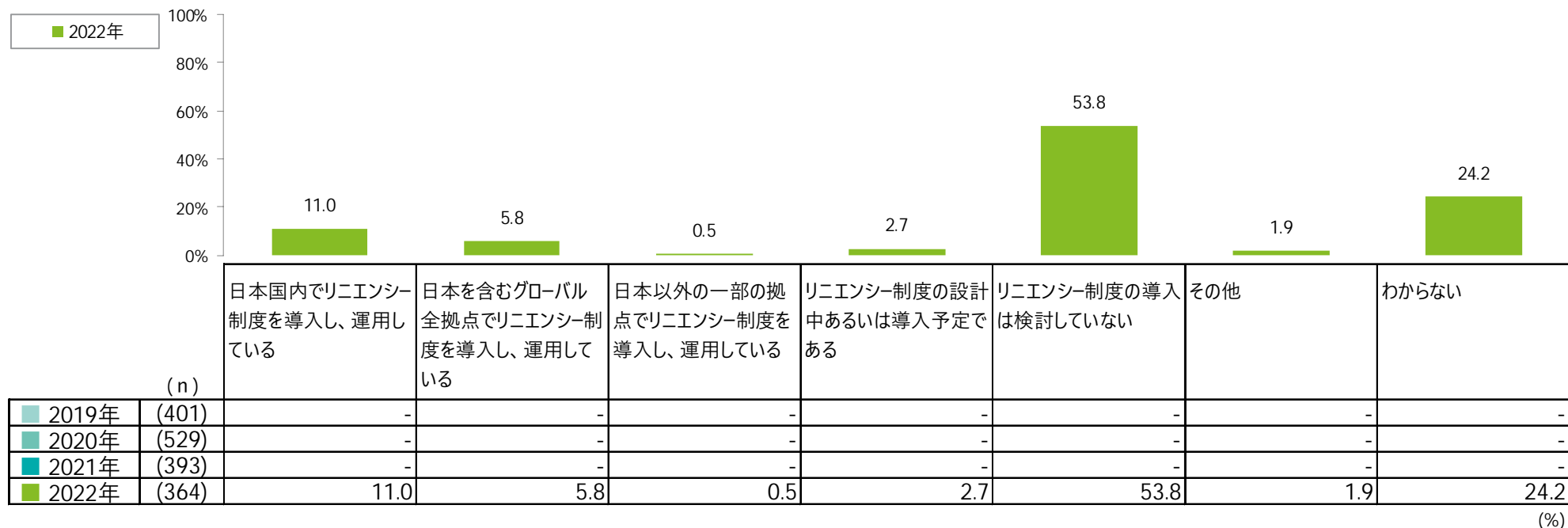
次いで「法務部門」(30.3%)、「人事部門」(21.1%)、「総務部門」(17.7%)が続く。

概ね国内と同様の傾向であるが、国内に比べて全般にスコアが低く、国内よりも単一部門が窓口対応している様子がうかがえる。

【集計のベース：海外の内部通報窓口あり（内外問わず）】

リエンシー制度の導入状況

Q16.内部通報制度において、リエンシー制度（自ら不正を告発した者への懲罰の減免が検討される制度）の導入状況をお知らせください。



「リエンシー制度の導入は検討していない」（53.8%）が最も高い。一方、導入済みから検討中までの回答を合算すると20.0%となった。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

報奨制度の導入状況

Q17.内部通報制度において、報奨制度（通報者への謝金や昇給等の付与が検討される制度）の導入に関する状況をお知らせください。

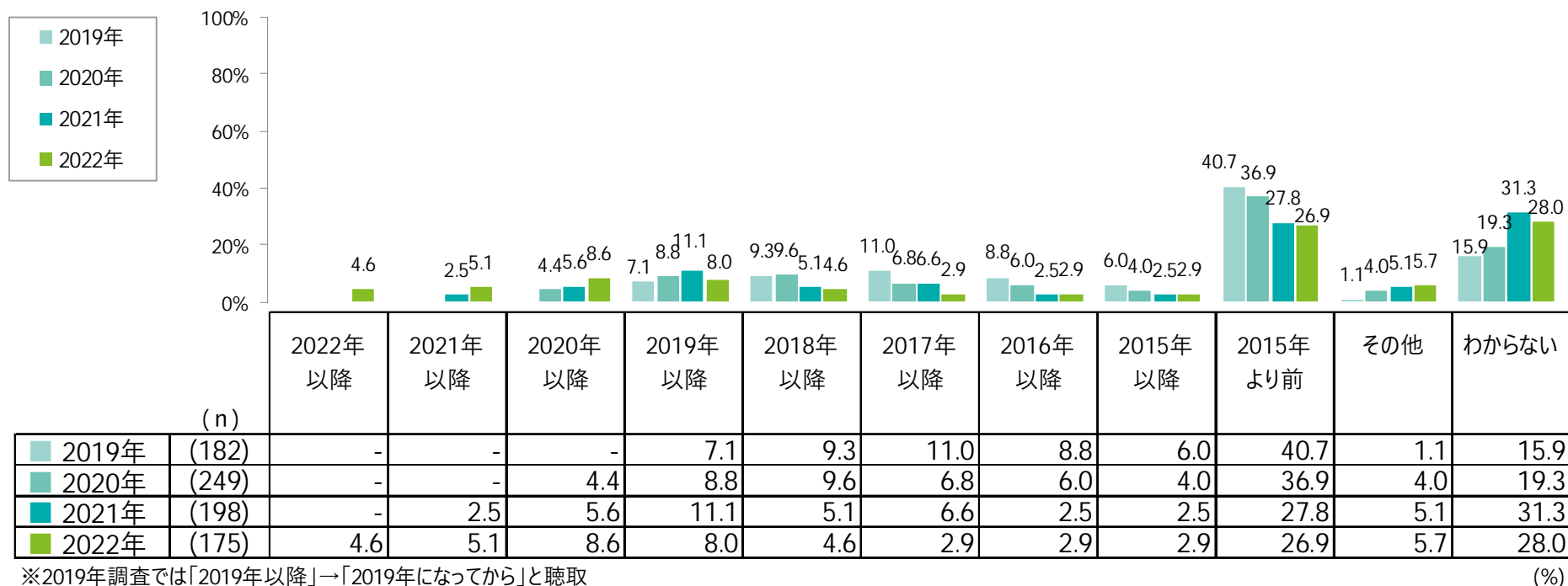


※アンケート実施時、5つ目の設問を「海外拠点はありますが、報奨制度の導入は検討していない」と設定したが、「海外拠点はありますが、」は誤り。そのため、「その他」の「検討していない」「ない」という趣旨の回答を「報奨制度の導入は検討していない」として計数した。(%)

「報奨制度の導入は検討していない」（55.2%）が最も高く、予定も含め運用企業はわずかにとどまる。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

Q18.グローバル内部通報の運用を開始されたのはいつ頃からですか。

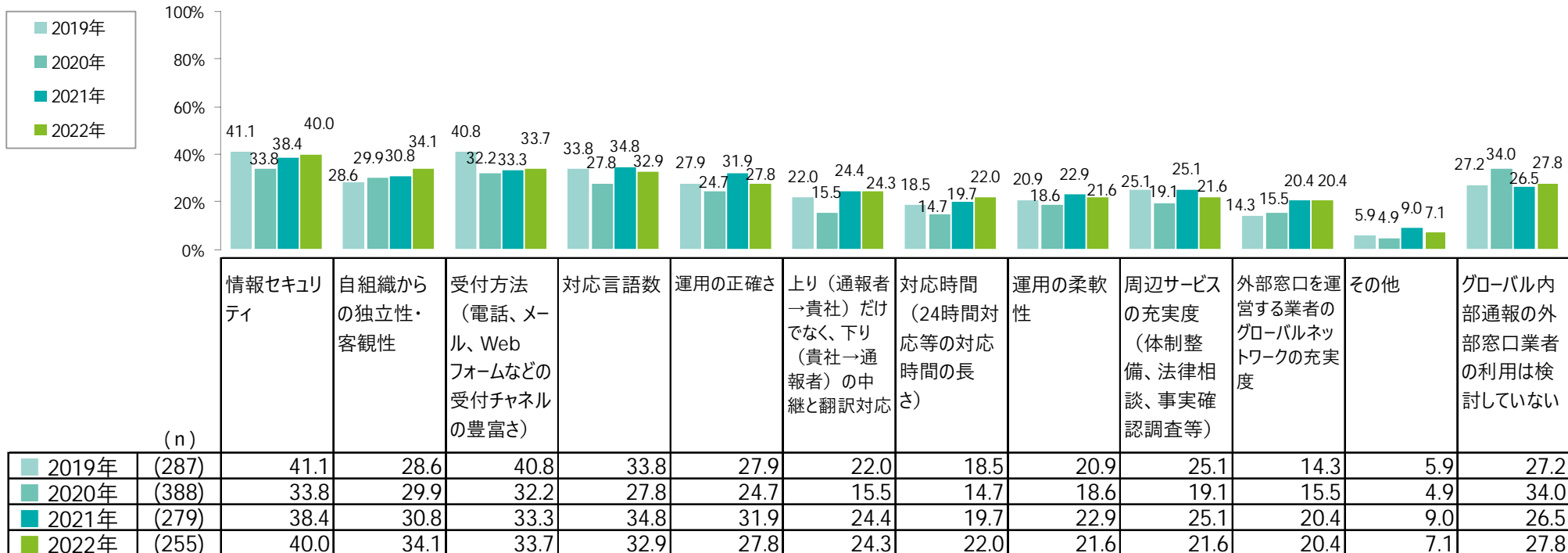


グローバル内部通報の運用開始は、「2015年より前」(26.9%)が最も高い。今年になってからの運用開始は4.6%。直近4年以内の運用開始(2019年以降)は26.3%であった。

【集計のベース：海外の内部通報窓口あり(内外問わず)】

海外内部通報 受付サービスの重視要素

Q19.グローバル内部通報の外部窓口業者の選定で、重要視する要素としてあてはまるものをすべてお知らせください。



※2019年調査では「外部窓口業者」→「外部受付サービス」/「外部窓口を運営する業者」→「外部受付事業者」と聴取

(%)

※2022年の降順でソート

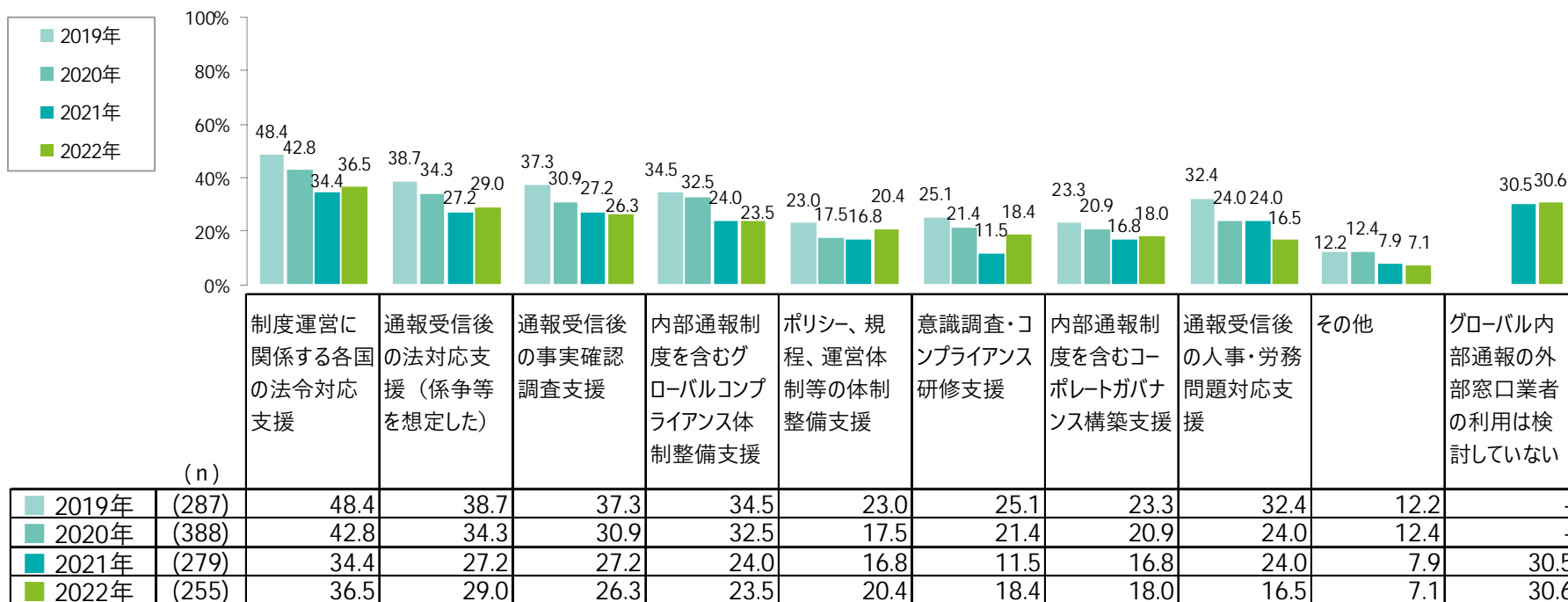
外部受付サービスの重視要素は、「情報セキュリティ」（40.0%）が最も高い。次いで「自組織からの独立性・客観性」（34.1%）、「受付方法」（33.7%）、「対応言語数」（32.9%）が3割台で続く。

「グローバル内部通報の外部窓口業者の利用は検討していない」が27.8%で一定数存在する。

【集計のベース：海外拠点あり】

海外内部通報 受付周辺サービスの重視要素

Q20.グローバル内部通報の外部窓口業者の選定で、重要視する周辺サービスとしてあてはまるものをすべてお知らせください。



※2021年から「グローバル内部通報の外部窓口業者の利用は検討していない」を新設

※2022年の降順でソート

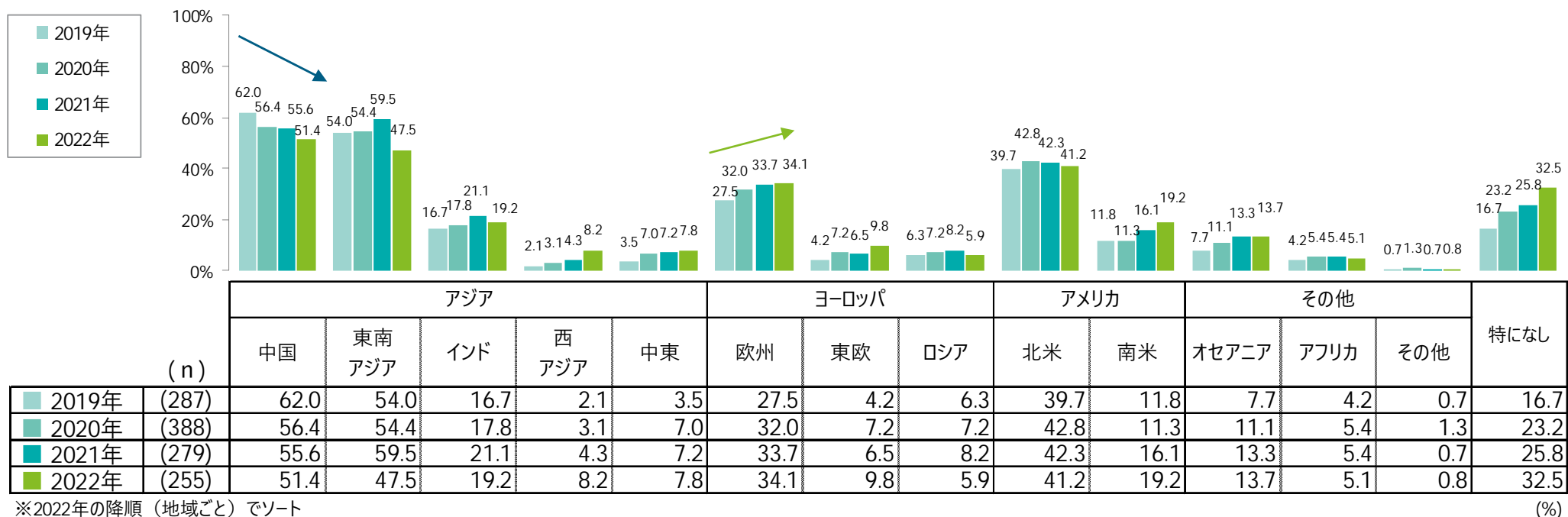
(%)

外部受付の周辺サービスの重視要素は、「制度運営に関係する各国の法令対応支援」（36.5%）が最も高い。

「通報受信後の人事・労務問題対応支援」は2019年の32.4%からほぼ半減し、16.5%となった。

【集計のベース：海外拠点あり】

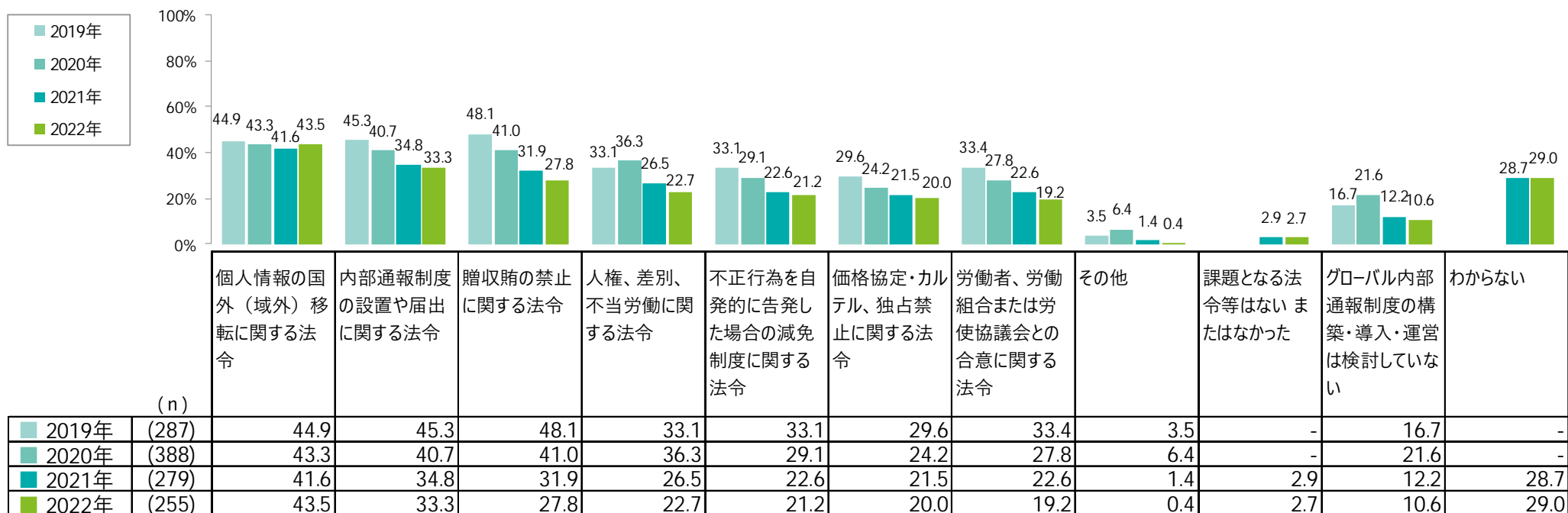
Q21.グローバル内部通報制度を優先的に導入したい（あるいは導入済みの）地域をお知らせください（導入済みであるか、将来導入予定であるかは問いません）。



アジアでは「中国」、「東南アジア」、ヨーロッパでは「欧州」、アメリカでは「北米」の優先度が突出して高い。「中国」は19年調査より経年で減少、「東南アジア」は前回調査より10pt以上減少した。一方「欧州」は経年で伸長している。

【集計のベース：海外拠点あり】

Q22.グローバル内部通報制度を構築・導入・運営するうえで、課題となる各国の法令等があればお知らせください。



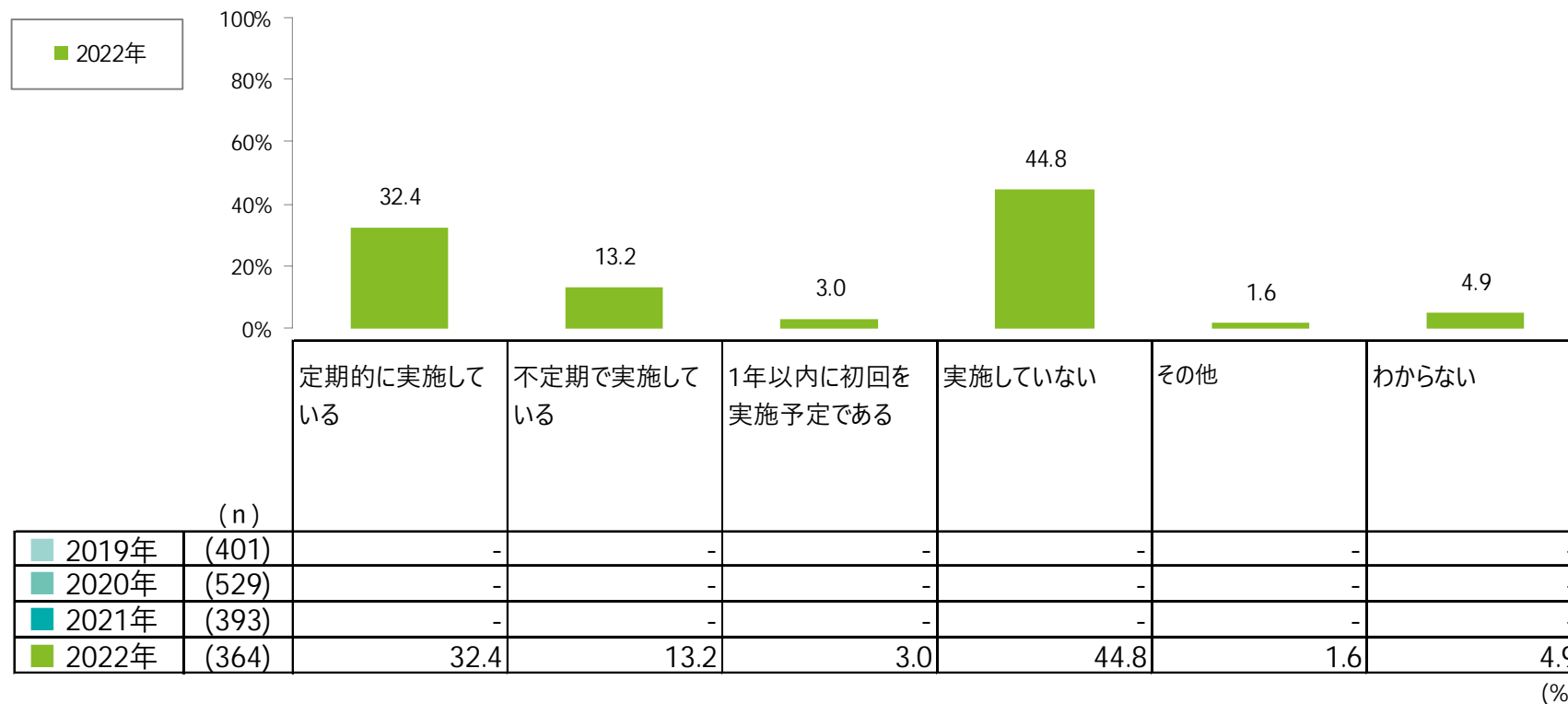
※2021年から「課題となる法令等はない またはなかった」、「わからない」を新設

※2022年の降順でソート

海外内部通報の運営課題としては、「個人情報の国外移転に関する法令」（43.5%）が最も高く、次いで「内部通報制度の設置や届出に関する法令」（33.3%）が続く。

【集計のベース：海外拠点あり】

Q23.従業員向けの内部通報制度アンケート・コンプライアンスサーベイ等(内部通報等制度の認知度を計る調査)を実施していますか。

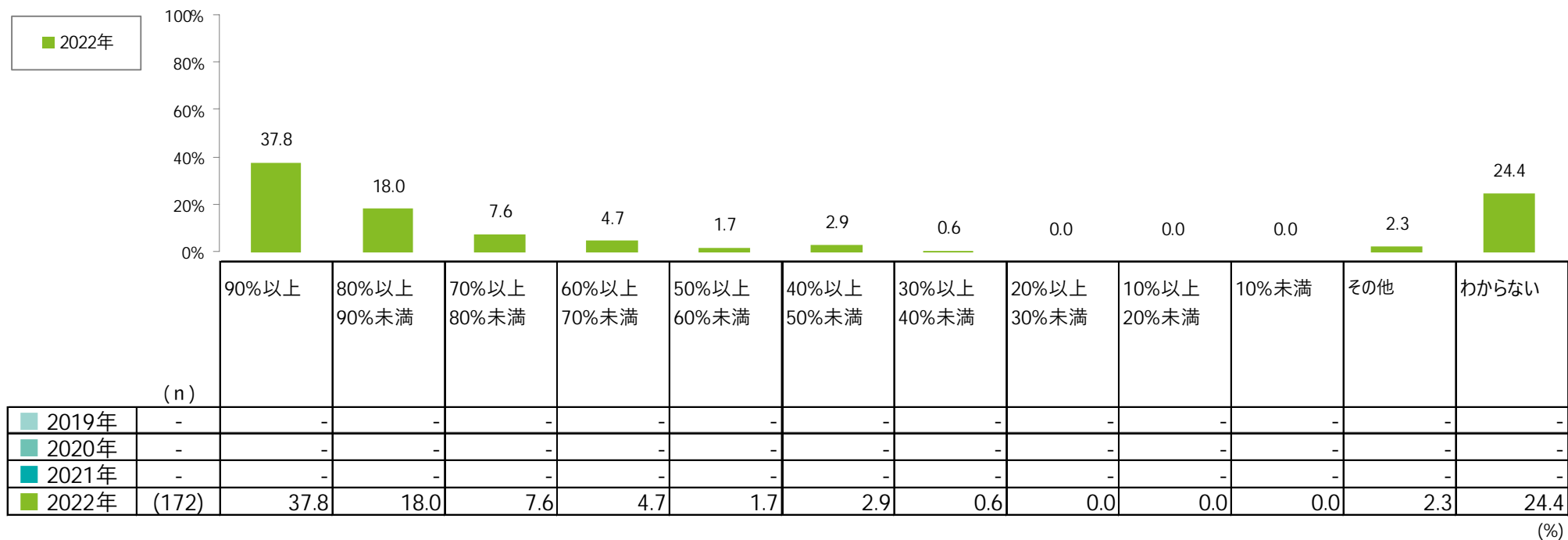


内部通報制度アンケート・コンプライアンスサーベイ等について、「定期的に実施している」(32.4%)、「不定期で実施している」(13.2%)と実施しているのは4割半ば。「実施していない」(44.8%)も同程度みられた。

【集計のベース：内部通報窓口あり（内外問わず）】

内部通報制度の認知度

Q24.内部通報制度アンケート・コンプライアンスサーベイ等の回答のうち、「内部通報制度の認知度」はどれくらいでしたか。

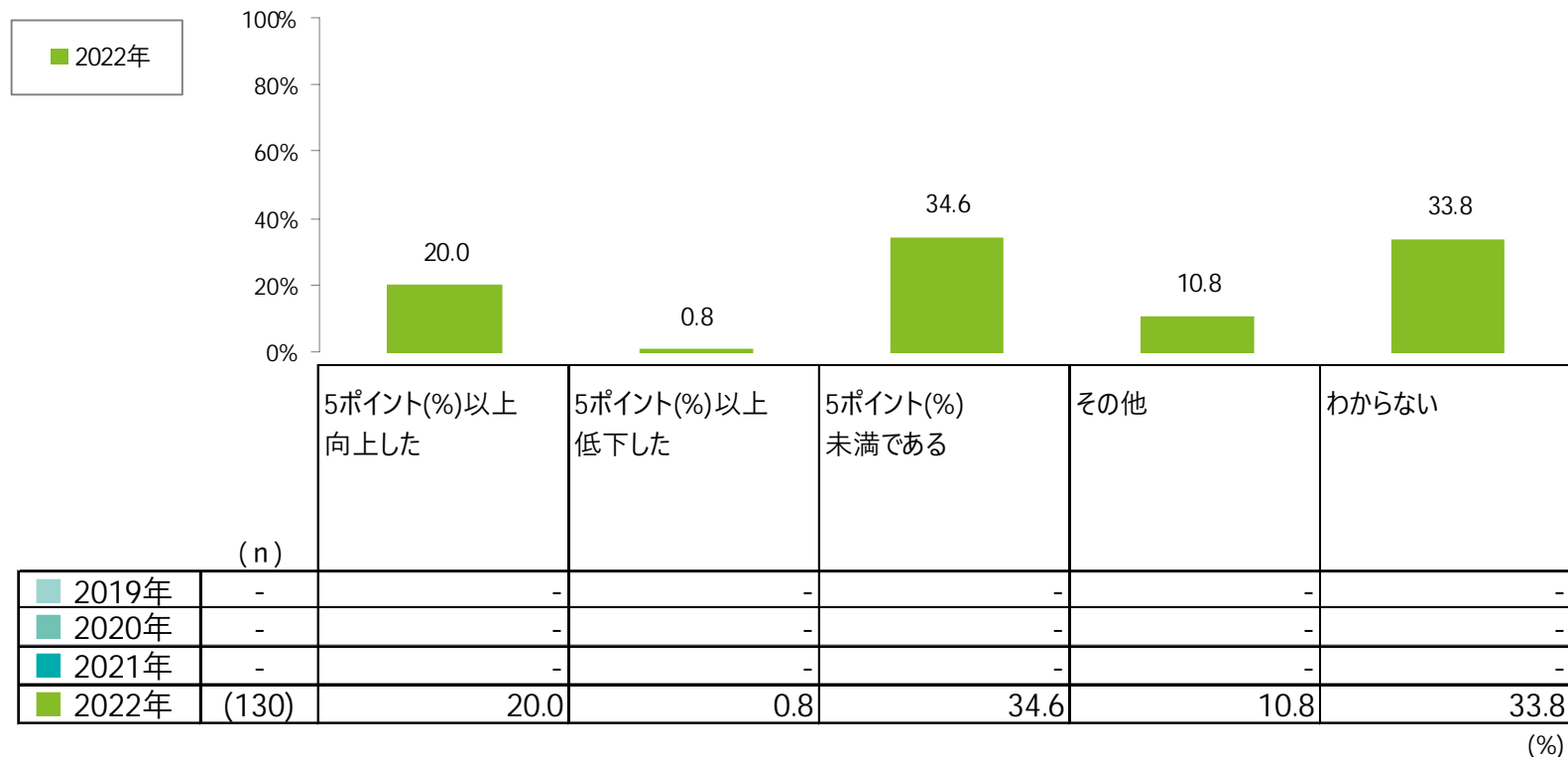


内部通報制度の認知度は、「90%以上」が37.8%と最も高い。
70%以上に認知されている企業が6割を超える。

【集計のベース：内部通報制度アンケート・コンプライアンスサーベイ等を実施】

内部通報制度の認知度の前回調査からの変化

Q25.内部通報制度アンケート・コンプライアンスサーベイ等のうち、「内部通報制度の認知度」の
前回調査からの変化はどれくらいでしたか。

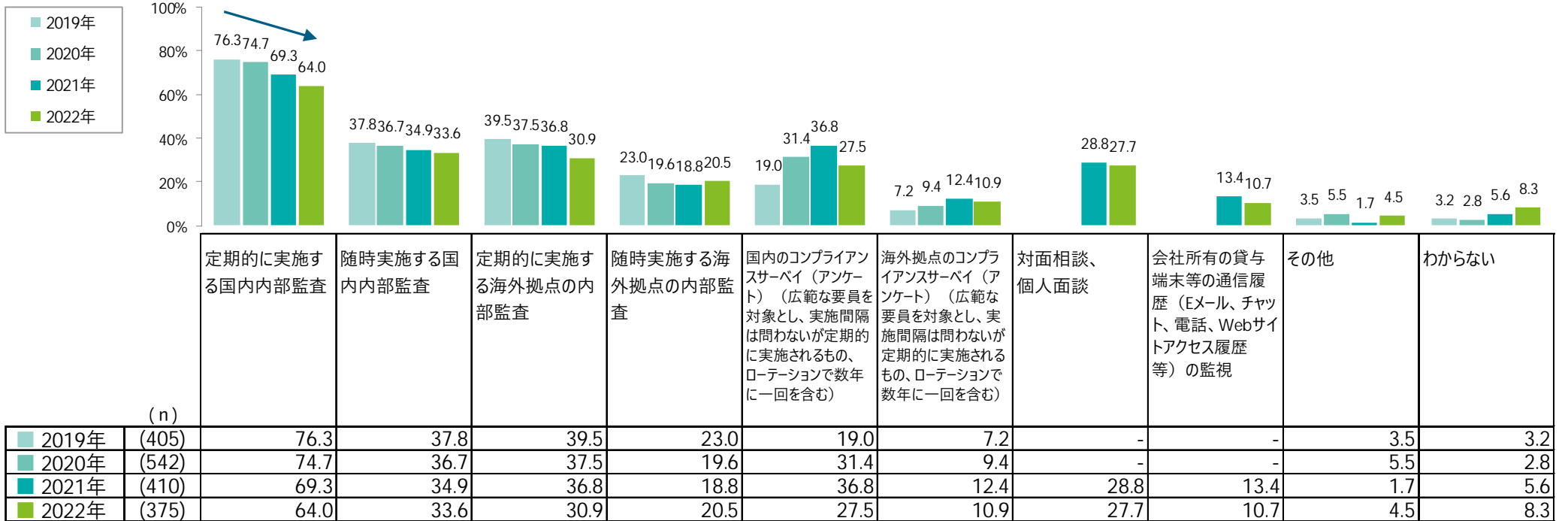


内部通報制度の認知度の変化は、「5ポイント(%)以上向上した」が20.0%、「5ポイント(%)以上低下した」が0.8%。
最も高いのは「5ポイント(%)未満である」で34.6%。

【集計のベース：内部通報制度の認知度を把握している】

内部通報以外の情報収集活動

Q26.内部通報制度以外に、組織の要員の不正の可能性を能動的に情報収集するような活動を実施していますか。あてはまるものをすべてお知らせください。



※2019年調査では「海外拠点用」→「海外子会社用」/「コンプライアンスサーベイ（アンケート）」→「コンプライアンスサーベイ」と聴取

※「対面相談、個人面談」、「会社所有の貸与端末等の通信履歴（Eメール、チャット、電話、Webサイトアクセス履歴等）の監視」は2021年から聴取

(%)

内部通報以外の情報収集活動は、「定期的に実施する国内内部監査」（64.0%）が最も高く、次いで「随時実施する国内内部監査」（33.6%）、「定期的に実施する海外拠点の内部監査」（30.9%）が続く。

「定期的に実施する国内内部調査」は19年調査より減少傾向。

「国内のコンプライアンスサーベイ（アンケート）」は前回調査より減少し、20年と同程度となった。

【集計のベース：全体】

内部通報制度認証の休止認知

Q27.内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度、WCMS）が休止し、
現在申請および更新ができないことを知っていますか。

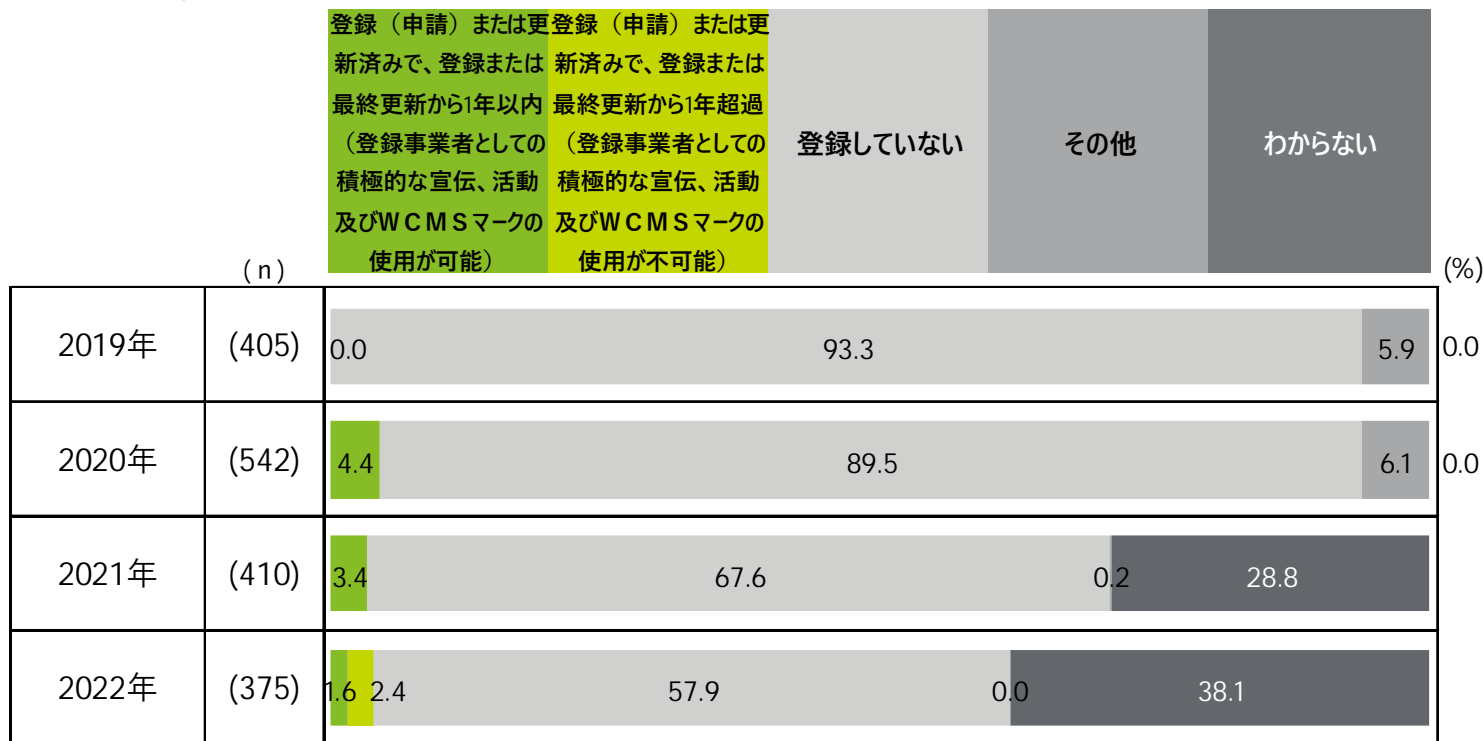
		知っている	知らない
(n)		(%)	
2019年	(405)	非聴取	
2020年	(542)	非聴取	
2021年	(410)	非聴取	
2022年	(375)	15.7	84.3

内部通報制度認証休止の認知度は15.7%にとどまる。

【集計のベース：全体】

内部通報制度認証の方針

Q28.ご所属の組織の内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度、WCMS 2022年2月に休止）についてのご状況をお知らせください。



※2021年調査以前で「登録（申請）または更新済み、登録または最終更新から1年以内」→「すでに登録（申請）済みで今後更新する予定、あるいは更新した」「すでに登録済みだが、今後は更新しない予定」「すでに登録済みだったが、更新しなかった」と聴取した値を掲載／
「登録していない」→「申請に向けて準備作業中である」「申請を前向きに検討中である」「他社動向等を把握しつつ様子を見ている状況である」「グループ中核企業が検討しており、グループ全体の制度を利用するため自組織単体としては検討していない」「今のところ念頭はない」と聴取した値を掲載

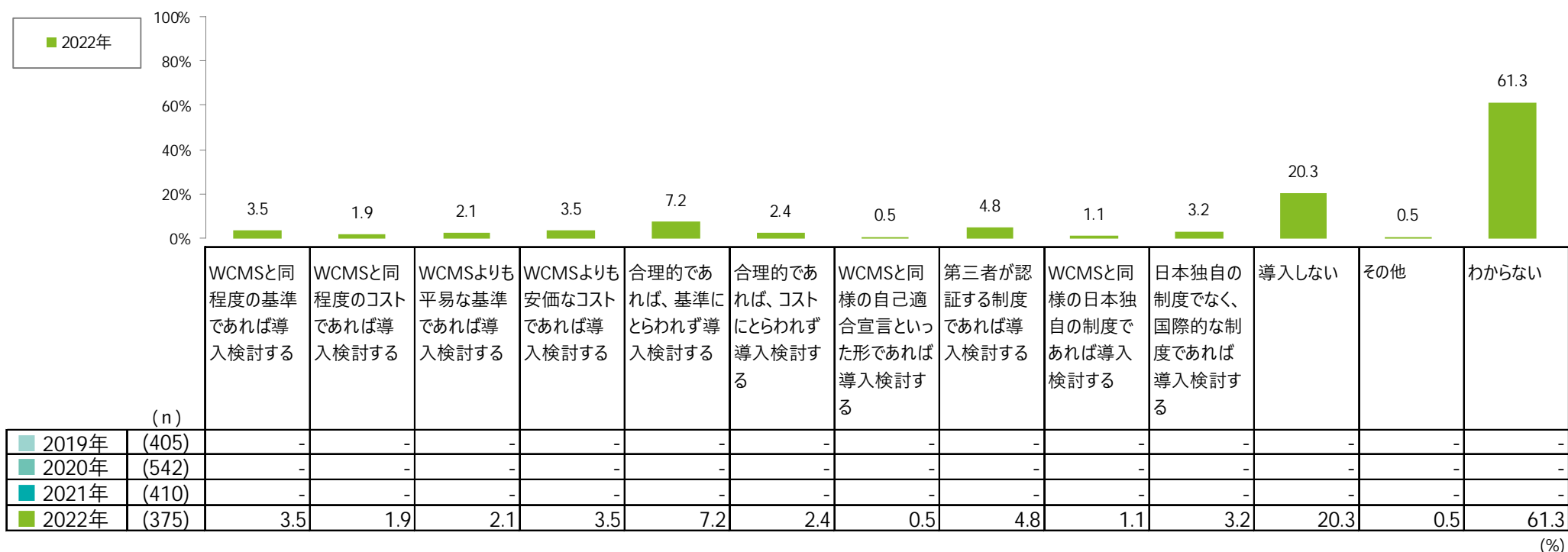
内部通報制度認証は「登録していない」が57.9%と最も高い。

一方、4割近くが「わからない」と回答。

【集計のベース：全体】

内部通報制度認証の代替となる認証制度

Q29.内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度、WCMS）の代替となる認証制度があった場合、どれにあてはまりますか。



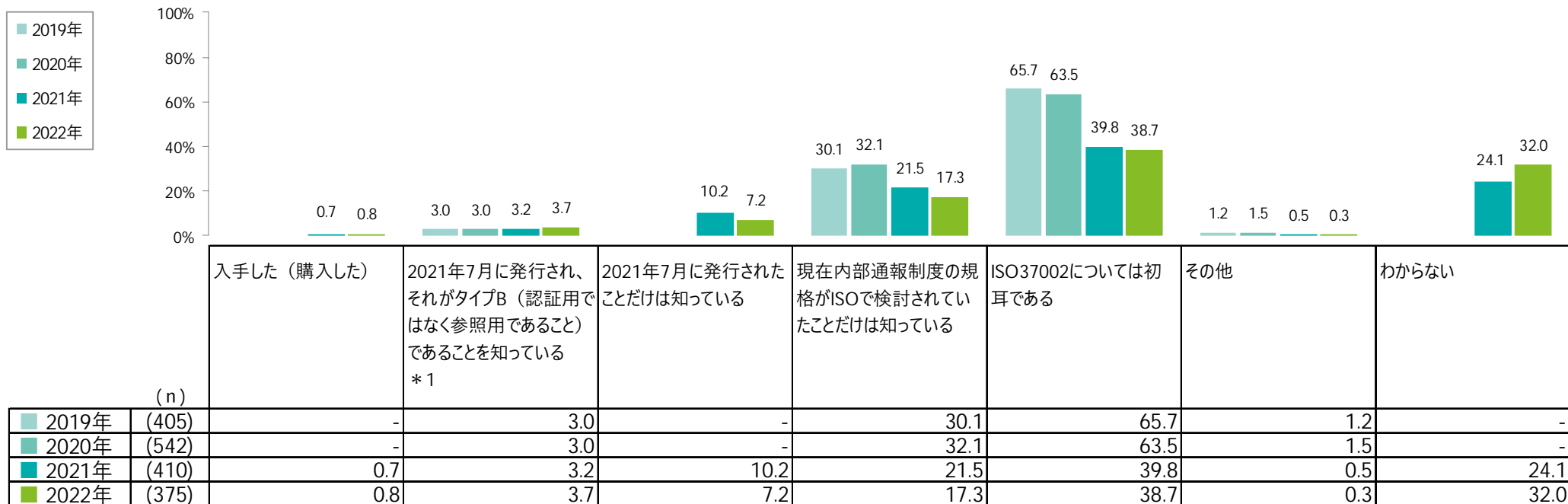
内部通報制度認証の代替となる認証制度については、「導入しない」が20.3%。

導入検討意向は2割弱にとどまるものの、以下の要素を持った基準が求められている。

- ・「合理的であれば、基準にとらわれず導入検討する」（7.2%）
- ・「WCMSよりも安価なコストであれば導入検討する」（3.5%）
- ・「第三者が認証する制度であれば導入検討する」（4.8%）
- ・「日本独自の制度でなく、国際的な制度であれば導入検討する」（3.2%）

【集計のベース：全体】

Q30.ISO37002（Whistleblowing management systems 内部通報マネジメントシステム）について、あなたのご認識をお知らせください。



* 1：2019年、2020年は「現在内部通報制度の規格がISOで検討されており、それがタイプB（認証用ではなく参照用であること）であることを知っている」

(%)

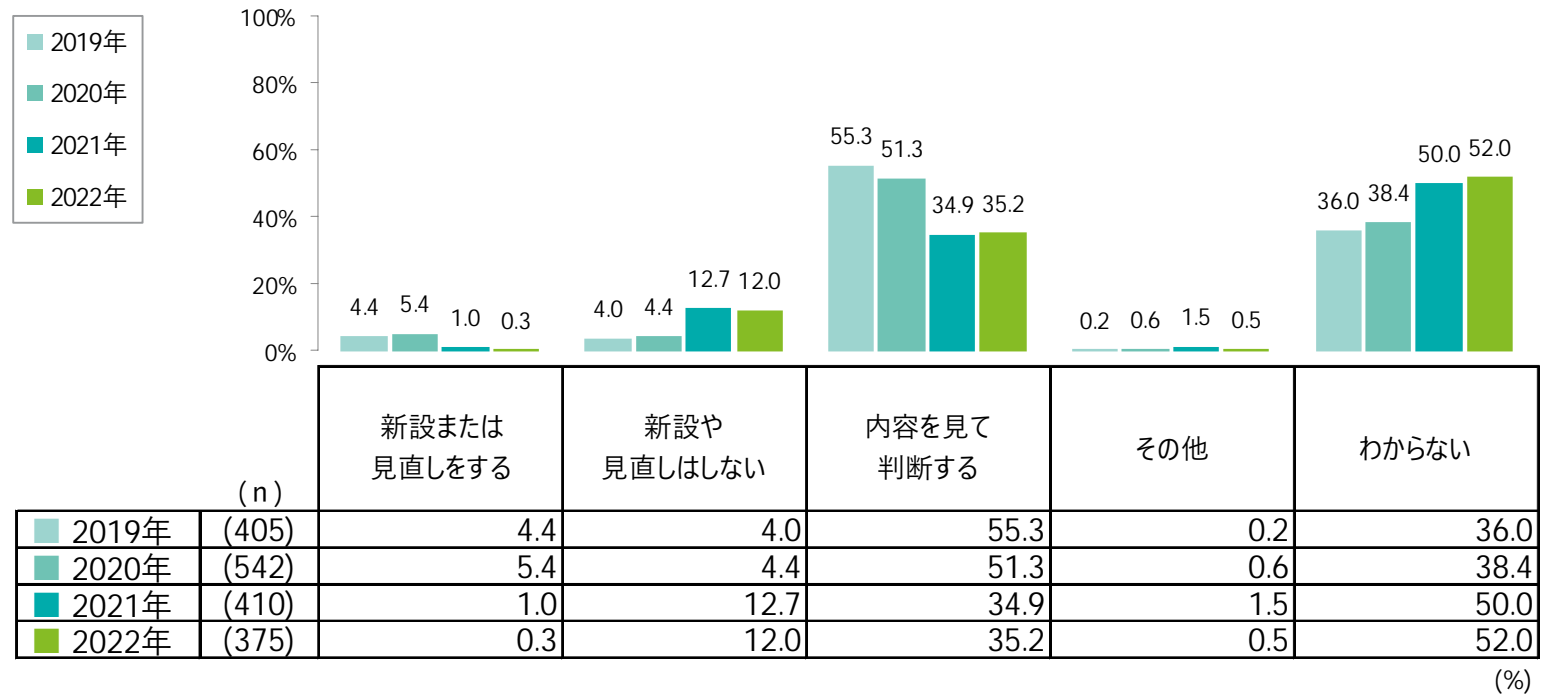
※2021年から「入手した（購入した）」、「2021年7月に発行されたことだけは知っている」、「わからない」を新設

最も多い「ISO37002については初耳である」（38.7%）は前回調査と同程度となった。また、「わからない」（32.0%）は前回から8pt弱増加した。

【集計のベース：全体】

ISO37002公開後の内部通報制度の見直し

Q31.ISO37002を参照して自組織の内部通報制度を新設する、あるいは見直しますか。

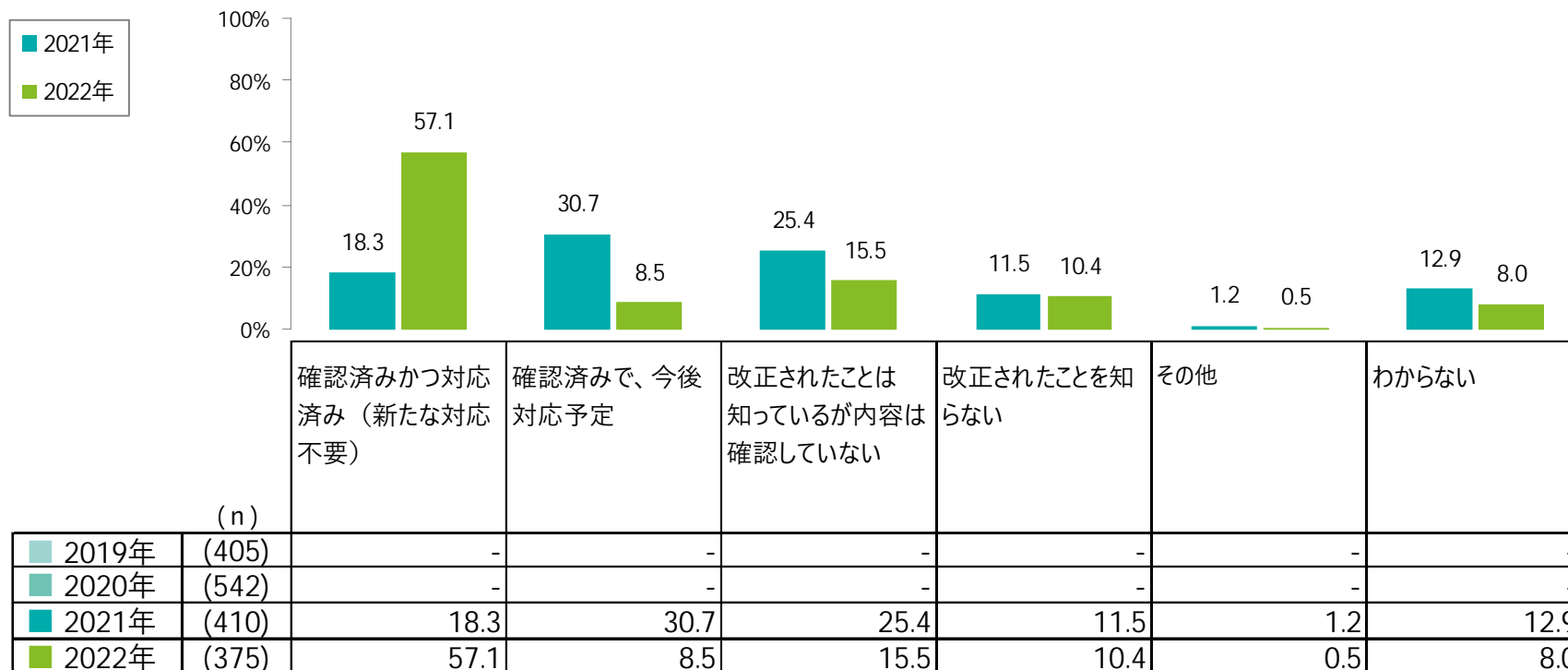


「わからない」が半数を超え、方針が固まっていない様子が見えてくる。

【集計のベース：全体】

改正公益通報者保護法についての認識

Q32.改正公益通報者保護法※について、あなたの認識に近いものをお知らせください。
 ※公益通報者保護法の一部を改正する法律(2022年6月1日施行)



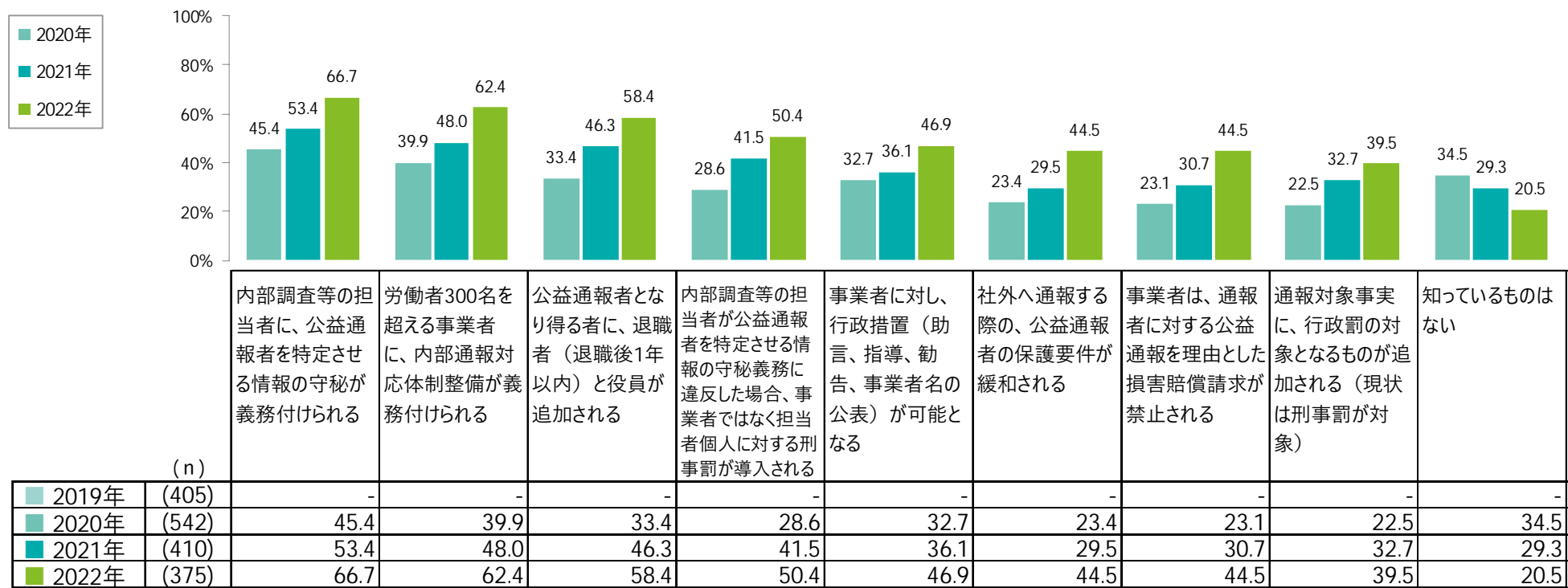
※2021年調査以前は設問文「2022年6月1日施行」→「2020年6月成立、2年以内に施行の予定」と聴取 (%)

「確認済みかつ対応済み（新たな対応不要）」が57.1%と最も高く、前回調査（18.3%）と比較して対応が進んでいる。

【集計のベース：全体】

改正公益通報者保護法のうち認知している事項

Q33.改正公益通報者保護法※で改正される事項のうち、あなたをご存知のものをお知らせください。
 ※公益通報者保護法の一部を改正する法律(2022年6月1日施行)



※2021年調査以前は設問文「2022年6月1日施行」→「2020年6月成立、2年以内に施行の予定」と聴取

(%)

※2022年の降順でソート

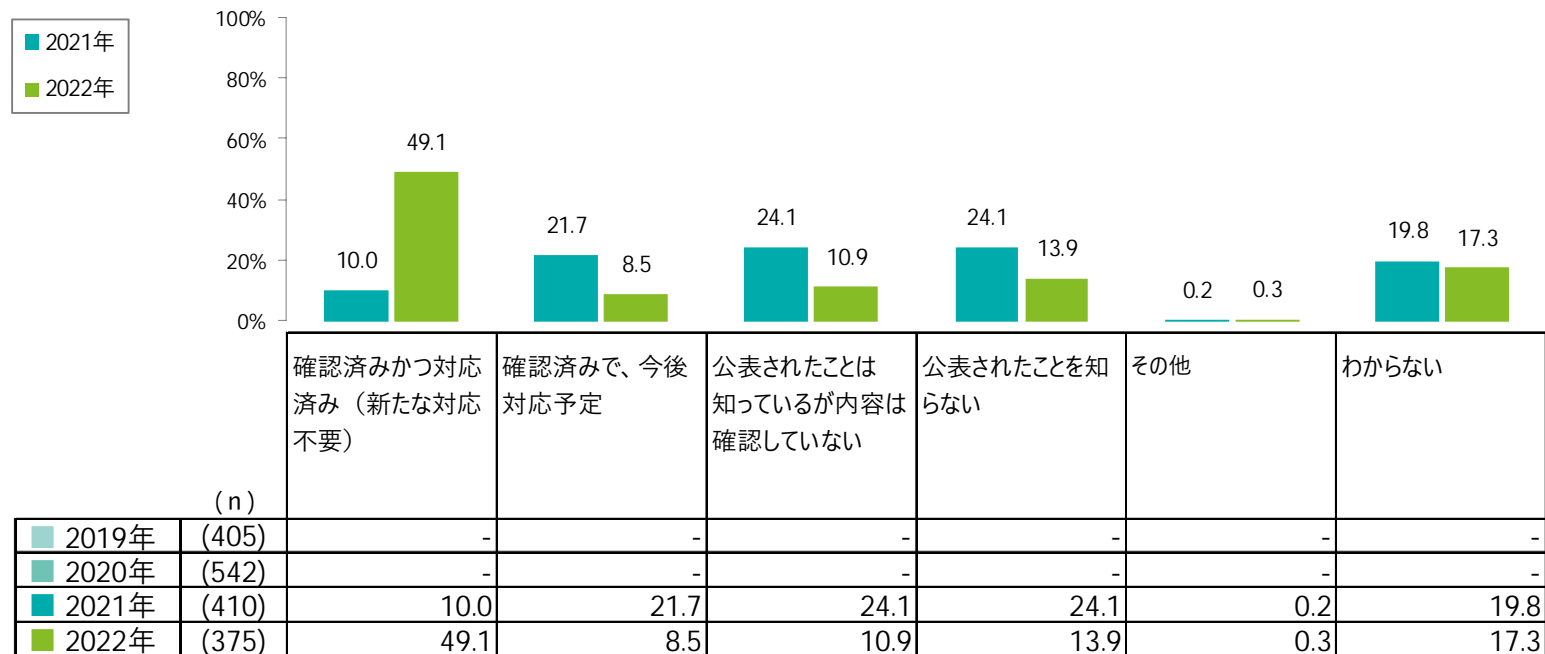
「内部調査等の担当者に、公益通報者を特定させる情報の守秘が義務付けられる」（66.7%）が最も高く、次いで「労働者300名を超える事業者に、内部通報対応体制整備が義務付けられる」（62.4%）、「公益通報者となり得る者に、退職者（退職後1年以内）と役員が追加される」（58.4%）が続く。

時系列で各事項の認知率は高まっている。

【集計のベース：全体】

改正公益通報者保護法の11条指針についての認識

Q34.改正公益通報者保護法の11条指針※（2021年8月20日公表）についてあなたの認識に近いものをお知らせください。※公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針



※2021年調査以前は設問文「11条指針※（2021年8月20日公表）について」→「11条指針※が公表されました」と聴取 (％)

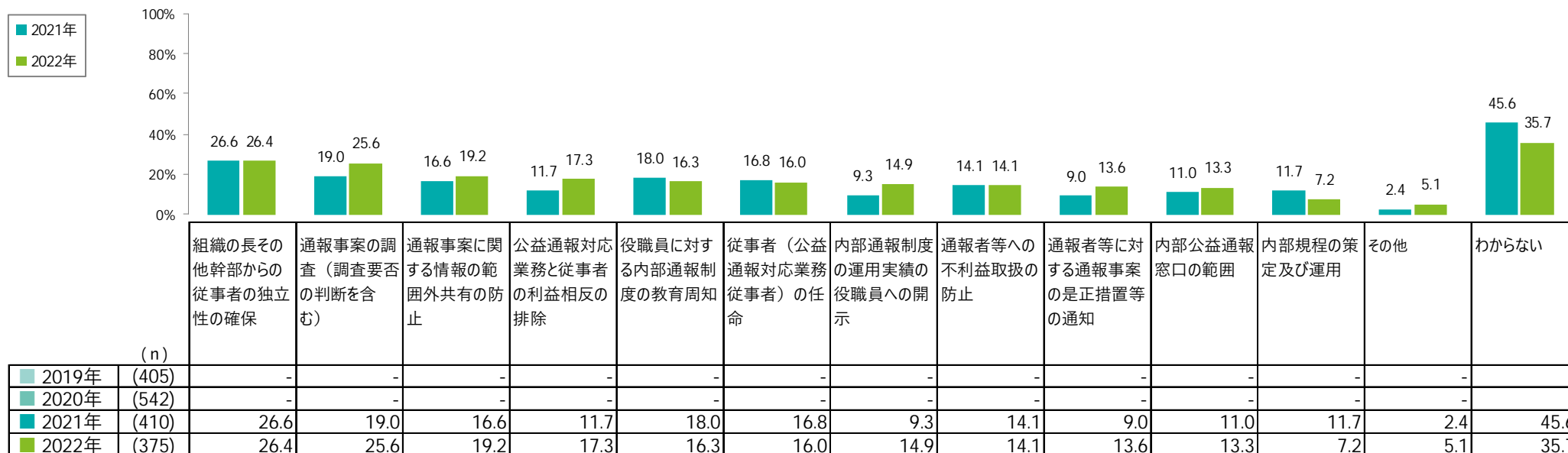
「確認済みかつ対応済み（新たな対応不要）」が概ね半数。

前回調査（10.0％）と比較して対応が進んでいる。

【集計のベース：全体】

改正公益通報者保護法の11条指針の難しい点

Q35.改正公益通報者保護法の11条指針※（2021年8月20日公表）が求める事項の中で、あなたの所属する組織で対応や判断が難しいと感じている点をお知らせください。



※2021年調査以前は設問文「11条指針※（2021年8月20日公表）」→「11条指針」と聴取

※2022年の降順ソート

(%)

「組織の長その他幹部からの従事者の独立性の確保」（26.4%）が前回調査と同様最も高い。

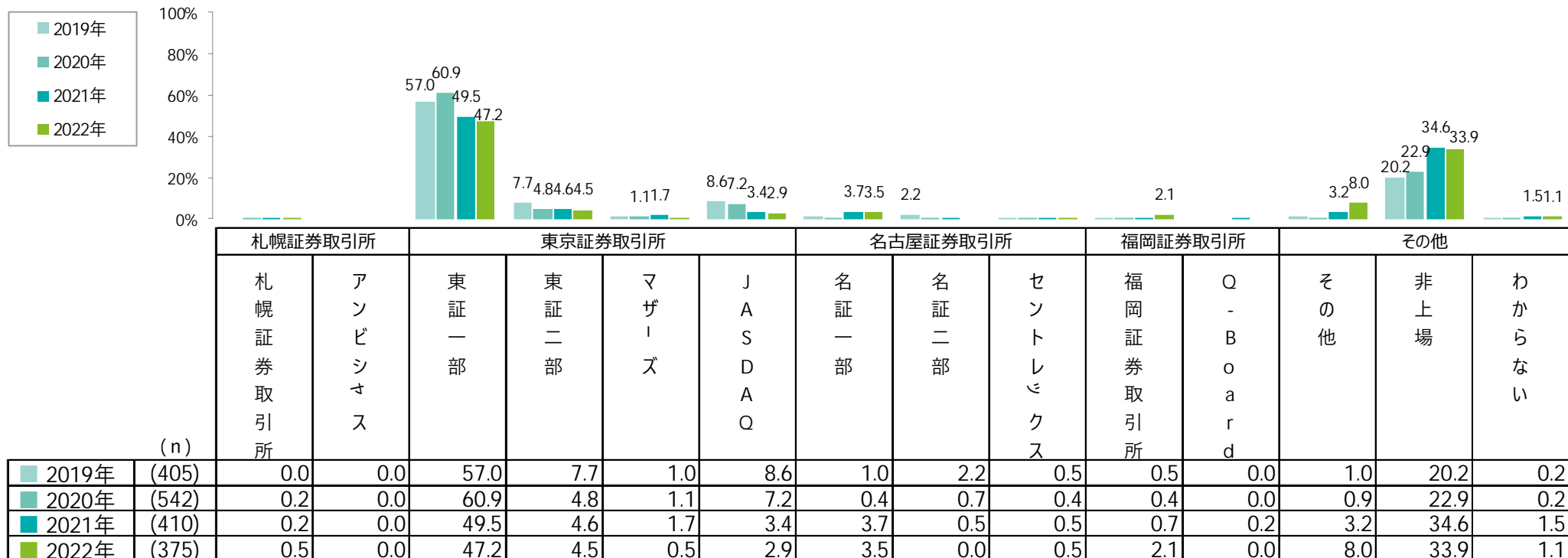
次の3つの設問は前回調査と比較して5pt以上増加した。

- ・「通報事案の調査（調査要否の判断を含む）」19.0%から25.6%
- ・「公益通報対応業務と従事者の利益相反の排除」11.7%から17.3%
- ・「内部通報制度の運用実績の役職員への開示」9.3%から14.9%

【集計のベース：全体】

勤務先の上場状況

Q37.あなたのお勤め先の会社は、上場していますか。あてはまるものをすべてお知らせください。



※2020年まではSA回答

1%未満グラフ上のスコア非表示 (%)

東証一部：47.2% / 非上場：33.9%。

前回調査と傾向は類似。

【集計のベース：全体】

アンケート項目

Q1.あなたは、お勤め先の「内部通報制度」について、どの程度把握していますか。（ひとつだけ）

※内部通報：組織の不正行為を知った者が組織内部（組織が定めた外部窓口を含む）にその不正を通報すること。本調査では、直属の上司など職制上の報告ではなく、それ以外の窓口や人への通報を指します。

1. 把握している
2. やや把握している
3. 全く把握していない

Q2.あなたのお勤め先の会社は、海外に拠点（グループ会社、支社や店舗など）をお持ちですか。

（ひとつだけ）

1. 持っている
2. 持っていない

Q3.あなたのお勤め先の、内部通報の社内受付窓口の設置状況をお知らせください。(ひとつだけ)

※内部通報：組織の不正行為を知った者が組織内部（組織が定めた外部窓口を含む）にその不正を通報すること。本調査では、直属の上司など職制上の報告ではなく、それ以外の窓口や人への通報を指します。

1. 通報窓口はない
2. 日本国内のみにある（海外に進出していないを含む）
3. 日本国内用、海外拠点用があり、それぞれ地域ごとに運営している
4. グローバルで通報窓口を統一しており、日本に主な担当部署がある
5. グローバルで通報窓口を統一しており、海外に主な担当部署がある
6. その他：[FA]
7. わからない

Q4.あなたのお勤め先の、内部通報の「外部窓口」の設置状況をお知らせください。(ひとつだけ)

※外部窓口とは、顧問弁護士、弁護士、内部通報の受付専用サービスを提供する業者等の、社外の者を介した受付窓口のこと。

1. 外部窓口はない
2. 日本国内用はあるが、海外拠点用はない（海外に進出していないを含む）
3. 日本国内用はある、海外拠点用もあるが海外での運営に任せている
4. 日本国内、海外拠点用ともに統一された窓口がある
5. その他：[FA]
6. わからない

Q5.あなたのお勤め先の、内部通報の「外部窓口」の運営担当者をお知らせください。差し支えなければ、具体的な運営事業者をお知らせください。
(ひとつだけ)

1. 顧問弁護士
2. 顧問弁護士以外の法律事務所 具体的に：[FA]
3. 通報受付の専用事業者 具体的に：[FA]
4. 顧問弁護士、専用事業者等の組み合わせ 具体的に：[FA]
5. わからない

Q6.窓口の内・外、通報の性質に関わらず、国内の内部通報の受信実績は直近1年で合計何件くらいでしたか。
(ひとつだけ)

1. 10件未満
2. 10件～50件未満
3. 50件～100件未満
4. 100件～300件未満
5. 300件～500件未満
6. 500件以上
7. わからない

Q7.窓口の内・外、通報の性質に関わらず、海外拠点の内部通報の受信実績は直近1年で合計何件くらいでしたか。
(ひとつだけ)

1. 10件未満
2. 10件～50件未満
3. 50件～100件未満
4. 100件～300件未満
5. 300件～500件未満
6. 500件以上
7. わからない

Q8.窓口の内・外に関わらず、直近1年の国内の内部通報において、不正（ハラスメント等の個人被害ではない、社外のステークホルダーもしくは組織自体が直接被害を受ける不正のこと）の告発の受信実績比率として最もあてはまるものをお知らせください。(ひとつだけ)

1. 不正の告発は直近1年で受信実績がない
2. 不正の告発は全体の1割未満
3. およそ1：9（不正の告発1に対して、不満の表明等それ以外が9）
4. およそ2：8（不正の告発2に対して、不満の表明等それ以外が8）
5. およそ3：7（不正の告発3に対して、不満の表明等それ以外が7）
6. およそ4：6（不正の告発4に対して、不満の表明等それ以外が6）
7. およそ5：5（不正の告発5に対して、不満の表明等それ以外が5）
8. 不正の告発が半数を超える
9. わからない

Q9.窓口の内・外に関わらず、直近1年の海外拠点の内部通報において、不正の告発の受信実績比率として最もあてはまるものをお知らせください。
(ひとつだけ)

1. 不正の告発は直近1年で受信実績がない
2. 不正の告発は全体の1割未満
3. およそ1：9（不正の告発1に対して、不満の表明等それ以外が9）
4. およそ2：8（不正の告発2に対して、不満の表明等それ以外が8）
5. およそ3：7（不正の告発3に対して、不満の表明等それ以外が7）
6. およそ4：6（不正の告発4に対して、不満の表明等それ以外が6）
7. およそ5：5（不正の告発5に対して、不満の表明等それ以外が5）
8. 不正の告発が半数を超える
9. わからない

Q10.通報の性質に応じた窓口および担当部署の設置状況をお知らせください。
(ひとつだけ)

1. 通報の性質に応じた複数の窓口は用意していない、すべて単一の窓口および担当部署で受信し、一次的に対応する
2. 通報の性質に応じた複数の窓口は用意していない、すべて単一の窓口で受信するが、通報の性質に応じて相応しい担当部署にエスカレーションして、一次対応をする
3. 不正の告発と相談（待遇の不満、ハラスメント）等を受信する窓口を分離し、担当部署も別に設定している（例：不正は法務部門、相談は人事部門等）
4. その他：[FA]
5. わからない

Q11.内部通報制度の運営規程および運営体制は定義されていますか。
(ひとつだけ)

1. 規程および体制は定義していない
2. 日本国内用のみある（海外に進出していないを含む）
3. 日本国内用、海外拠点用があり、海外は現地の定義に任せている
4. 日本国内用、海外拠点用があり、それぞれ地域ごとに日本で定義している
5. グローバルで統一された規程および体制を定義している
6. その他：[FA]
7. わからない

Q12.受信した通報のエスカレーションを判断する機関をお知らせください。
(ひとつだけ)

1. 判断はせず役員等で構成された委員会組織に全件エスカレーションする
2. 通報を受信する窓口の部署
3. 通報を受信する窓口の部署とは別の部署
4. 監査役もしくは監査役に共有し相談
5. その他：[FA]
6. わからない

Q13.重篤な内部通報の対応を意思決定する機関をお知らせください。
(ひとつだけ)

1. 社外取締役、社外監査役を含まない取締役会
2. 社内の取締役および役員等で構成された委員会組織
3. 社外取締役、社外監査役を含む取締役会
4. 社外取締役、社外監査役を含む役員等で構成された委員会組織
5. その他：[FA]
6. わからない

Q14.不正の告発に対応する国内の内部通報制度の、通報者対応の窓口
(改正公益通報者保護法における公益通報対応業務従事者)となる部署
をお知らせください。
(いくつでも)

1. 法務部門
2. コンプライアンス部門
3. 総務部門
4. 人事部門
5. リスク管理部門
6. 経営企画部門
7. 監査部門
8. 取締役
9. 監査役もしくは社外監査役
10. 社外取締役
11. その他：[FA]
12. わからない

Q15.不正の告発に対応する海外拠点の内部通報制度の、通報者対応の窓口（改正公益通報者保護法における公益通報対応業務従事者）となる部署をお知らせください。

（いくつでも）

1. 法務部門
2. コンプライアンス部門
3. 総務部門
4. 人事部門
5. リスク管理部門
6. 経営企画部門
7. 監査部門
8. 取締役
9. 監査役もしくは社外監査役
10. 社外取締役
11. その他：[FA]
12. わからない

Q16.内部通報制度において、リニエンシー制度（自ら不正を告発した者への懲罰の減免が検討される制度）の導入状況をお知らせください。

（ひとつだけ）

1. 日本国内でリニエンシー制度を導入し、運用している
2. 日本を含むグローバル全拠点でリニエンシー制度を導入し、運用している
3. 日本以外の一部の拠点でリニエンシー制度を導入し、運用している
4. リニエンシー制度の設計中あるいは導入予定である
5. リニエンシー制度の導入は検討していない
6. その他：[FA]
7. わからない

Q17.内部通報制度において、報奨制度（通報者への謝金や昇給等の付与が検討される制度）の導入に関する状況をお知らせください。
（ひとつだけ）

1. 日本国内で報奨制度を導入し、運用している
2. 日本を含むグローバル全拠点で報奨制度を導入し、運用している
3. 日本以外の一部の拠点で報奨制度を導入し、運用している
4. 報奨制度の設計中あるいは導入予定である
5. 海外拠点はあがるが、報奨制度の導入は検討していない
6. その他：[FA]
7. わからない

Q18.グローバル内部通報の運用を開始されたのはいつ頃からですか。
（ひとつだけ）

1. 2022年以降
2. 2021年以降
3. 2020年以降
4. 2019年以降
5. 2018年以降
6. 2017年以降
7. 2016年以降
8. 2015年以降
9. 2015年より前
10. その他：[FA]
11. わからない

Q19.グローバル内部通報の外部窓口業者の選定で、重要視する要素としてあてはまるものをすべてお知らせください。
(いくつでも)

1. 対応言語数
2. 対応時間（24時間対応等の対応時間の長さ）
3. 受付方法（電話、メール、Webフォームなどの受付チャネルの豊富さ）
4. 上り（通報者→貴社）だけでなく、下り（貴社→通報者）の中継と翻訳対応
5. 運用の正確さ
6. 運用の柔軟性
7. 情報セキュリティ
8. 自組織からの独立性・客観性
9. 周辺サービスの充実度（体制整備、法律相談、事実確認調査等）
10. 外部窓口を運営する業者のグローバルネットワークの充実度
11. グローバル内部通報の外部窓口業者の利用は検討していない
12. その他：[FA]

Q20.グローバル内部通報の外部窓口業者の選定で、重要視する周辺サービスとしてあてはまるものをすべてお知らせください。
(いくつでも)

1. ポリシー、規程、運営体制等の体制整備支援
2. 内部通報制度を含むグローバルコンプライアンス体制整備支援
3. 内部通報制度を含むコーポレートガバナンス構築支援
4. 制度運営に関係する各国の法令対応支援
5. 通報受信後の事実確認調査支援
6. 通報受信後の法対応支援（係争等を想定した）
7. 通報受信後の人事・労務問題対応支援
8. 意識調査・コンプライアンス研修支援
9. グローバル内部通報の外部窓口業者の利用は検討していない
10. その他：[FA]

Q21.グローバル内部通報制度を優先的に導入したい（あるいは導入済みの）地域をお知らせください（導入済みであるか、将来導入予定であるかは問いません）。
（いくつでも）

【アジア】

1. 中国
2. インド
3. 東南アジア
4. 西アジア
5. 中東

【ヨーロッパ】

6. ロシア
7. 欧州
8. 東欧

【アメリカ】

9. 北米
10. 南米

【その他】

11. オセアニア
12. アフリカ
13. その他：[FA]

14. 特になし

Q22.グローバル内部通報制度を構築・導入・運営するうえで、課題となる各国の法令等があればお知らせください。
（いくつでも）

1. 内部通報制度の設置や届出に関する法令
2. 贈収賄の禁止に関する法令
3. 価格協定・カルテル、独占禁止に関する法令
4. 不正行為を自発的に告発した場合の減免制度に関する法令
5. 個人情報（域外）移転に関する法令
6. 労働者、労働組合または労使協議会との合意に関する法令
7. 人権、差別、不当労働に関する法令
8. 課題となる法令等はない またはなかった
9. その他：[FA]
10. グローバル内部通報制度の構築・導入・運営は検討していない
11. わからない

Q23.従業員向けの内部通報制度アンケート・コンプライアンスサーベイ等(内部通報等制度の認知度を計る調査)を実施していますか。
(ひとつだけ)

1. 定期的を実施している
2. 不定期で実施している
3. 1年以内に初回を実施予定である
4. 実施していない
5. その他：[FA]
6. わからない

Q24.内部通報制度アンケート・コンプライアンスサーベイ等の回答のうち、「内部通報制度の認知度」はどれくらいでしたか。
(ひとつだけ)

1. 90%以上
2. 80%以上90%未満
3. 70%以上80%未満
4. 60%以上70%未満
5. 50%以上60%未満
6. 40%以上50%未満
7. 30%以上40%未満
8. 20%以上30%未満
9. 10%以上20%未満
10. 10%未満
11. その他：[FA]
12. わからない

Q25.内部通報制度アンケート・コンプライアンスサーベイ等のうち、「内部通報制度の認知度」の前回調査からの変化はどれくらいでしたか。
(ひとつだけ)

1. 5ポイント(%)以上向上した
2. 5ポイント(%)以上低下した
3. 5ポイント(%)未満である
4. その他：[FA]
5. わからない

Q26.内部通報制度以外に、組織の要員の不正の可能性を能動的に情報収集するような活動を実施していますか。あてはまるものをすべてお知らせください。
(いくつでも)

1. 定期的を実施する国内内部監査
2. 随時実施する国内内部監査
3. 定期的を実施する海外拠点の内部監査
4. 随時実施する海外拠点の内部監査
5. 国内のコンプライアンスサーベイ（アンケート）
（広範な要員を対象とし、実施間隔は問わないが定期的を実施されるもの、ローテーションで数年に一回を含む）
6. 海外拠点のコンプライアンスサーベイ（アンケート）
（広範な要員を対象とし、実施間隔は問わないが定期的を実施されるもの、ローテーションで数年に一回を含む）
7. 対面相談、個人面談
8. 会社所有の貸与端末等の通信履歴（Eメール、チャット、電話、Webサイトアクセス履歴等）の監視
9. その他：[FA]
10. わからない

Q27.内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度、WCMS）が休止し、現在申請および更新ができないことを知っていますか。
（ひとつだけ）

1. 知っている
2. 知らない

Q28.ご所属の組織の内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度、WCMS 2022年2月に休止）についてのご状況をお知らせください。
（ひとつだけ）

1. 登録（申請）または更新済みで、登録または最終更新から1年以内
（登録事業者としての積極的な宣伝、活動及びWCMSマークの使用が可能）
2. 登録（申請）または更新済みで、登録または最終更新から1年超過
（登録事業者としての積極的な宣伝、活動及びWCMSマークの使用が不可能）
3. 登録していない
4. その他：[FA]
5. わからない

Q29.内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度、WCMS）の代替となる認証制度があった場合、どれにあてはまりますか。
（いくつでも）

1. WCMSと同程度の基準であれば導入検討する
2. WCMSと同程度のコストであれば導入検討する
3. WCMSよりも平易な基準であれば導入検討する
4. WCMSよりも安価なコストであれば導入検討する
5. 合理的であれば、基準にとらわれず導入検討する
6. 合理的であれば、コストにとらわれず導入検討する
7. WCMSと同様の自己適合宣言といった形であれば導入検討する
8. 第三者が認証する制度であれば導入検討する
9. WCMSと同様の日本独自の制度であれば導入検討する
10. 日本独自の制度でなく、国際的な制度であれば導入検討する
11. 導入しない
12. その他：[FA]
13. わからない

Q30. ISO37002（Whistleblowing management systems 内部通報マネジメントシステム）について、あなたのご認識をお知らせください。
（ひとつだけ）

1. 入手した（購入した）
2. 2021年7月に発行され、それがタイプB（認証用ではなく参照用であること）であることを知っている
3. 2021年7月に発行されたことだけは知っている
4. 現在内部通報制度の規格がISOで検討されていたことだけは知っている
5. ISO37002については初耳である
6. その他：[FA]
7. わからない

Q31. ISO37002を参照して自組織の内部通報制度を新設する、あるいは見直しますか。
(ひとつだけ)

1. 新設または見直しをする
2. 新設や見直しはしない
3. 内容を見て判断する
4. その他：[FA]
5. わからない

Q32.改正公益通報者保護法※について、あなたの認識に近いものをお知らせください。
(ひとつだけ)

※公益通報者保護法の一部を改正する法律(2022年6月1日施行)

1. 確認済みかつ対応済み(新たな対応不要)
2. 確認済みで、今後対応予定
3. 改正されたことは知っているが内容は確認していない
4. 改正されたことを知らない
5. その他：[FA]
6. わからない

Q33.改正公益通報者保護法※で改正される事項のうち、あなたをご存知のものをお知らせください。(いくつでも)

※公益通報者保護法の一部を改正する法律(2022年6月1日施行)

1. 公益通報者となり得る者に、退職者（退職後1年以内）と役員が追加される
2. 通報対象事実に、行政罰の対象となるものが追加される
(現状は刑事罰が対象)
3. 社外へ通報する際の、公益通報者の保護要件が緩和される
4. 事業者は、通報者に対する公益通報を理由とした損害賠償請求が禁止される
5. 労働者300名を超える事業者に、内部通報対応体制整備が義務付けられる
6. 内部調査等の担当者に、公益通報者を特定させる情報の守秘が義務付けられる
7. 内部調査等の担当者が公益通報者を特定させる情報の守秘義務に違反した場合、事業者ではなく担当者個人に対する刑事罰が導入される
8. 事業者に対し、行政措置（助言、指導、勧告、事業者名の公表）が可能となる
9. 知っているものはない

Q34.改正公益通報者保護法の11条指針※（2021年8月20日公表）についてあなたの認識に近いものをお知らせください。(ひとつだけ)

※公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

1. 確認済みかつ対応済み(新たな対応不要)
2. 確認済みで、今後対応予定
3. 公表されたことは知っているが内容は確認していない
4. 公表されたことを知らない
5. その他：[FA]
6. わからない

Q35.改正公益通報者保護法の11条指針※（2021年8月20日公表）が求める事項の中で、あなたの所属する組織で対応や判断が難しいと感じている点をお知らせください。（いくつでも）

※公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

1. 従事者（公益通報対応業務従事者）の任命
2. 内部公益通報窓口の範囲
3. 組織の長その他幹部からの従事者の独立性の確保
4. 公益通報対応業務と従事者の利益相反の排除
5. 通報事案の調査（調査要否の判断を含む）
6. 通報者等への不利益取扱いの防止
7. 通報事案に関する情報の範囲外共有の防止
8. 役職員に対する内部通報制度の教育周知
9. 通報者等に対する通報事案の是正措置等の通知
10. 内部通報制度の運用実績の役職員への開示
11. 内部規程の策定及び運用
12. その他：[FA]
13. わからない

Q36.あなたのお勤め先の会社の従業員数をお知らせください。
（ひとつだけ）

1. 1人（個人事業主）
2. 2～5人
3. 6～9人
4. 10～19人
5. 20～29人
6. 30～39人
7. 40～49人
8. 50～99人
9. 100～299人
10. 300～499人
11. 500～999人
12. 1,000～2,999人
13. 3,000～4,999人
14. 5,000～9,999人
15. 10,000人以上
16. わからない

Q37.あなたのお勤め先の会社は、上場していますか。
あてはまるものをすべてお知らせください。
(いくつでも)

【札幌証券取引所】

1. 札幌証券取引所
2. アンビシャス

【東京証券取引所】

3. 東証一部
4. 東証二部
5. マザーズ
6. JASDAQ

【名古屋証券取引所】

7. 名証一部
8. 名証二部
9. セントレックス

【福岡証券取引所】

10. 福岡証券取引所
11. Q-Board

12. その他：[FA]

13. 非上場
14. わからない

Q38.あなたのお勤め先の業種をお知らせください。
(ひとつだけ)

1. 農業、林業、漁業
2. 食料品、たばこ、飼料製造業
3. 鉱業、採石業、砂利採取業
4. 建設業
5. 建設リフォーム工事業
6. 設備工事業
7. 繊維工業
8. 化学工業
9. 木材・木製品製造業
10. パルプ・紙・紙加工品製造業
11. 印刷・印刷関連業
12. 医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業
13. 石油製品・石炭製品製造業
14. プラスチック製品製造業
15. ゴム製品製造業
16. 窯業・土石製品製造業
17. 鉄鋼業
18. 非鉄金属製造業
19. 電線・ケーブル製造業
20. 金属製品製造業
21. はん用機械器具製造業
22. 生産用機械器具製造業
23. 業務用機械器具製造業
24. 電子部品・デバイス・電子回路製造業
25. 電気機械器具製造業
26. 情報通信機械器具製造業
27. 輸送用機械器具製造業
28. 自動車製造業（二輪自動車を含む）
29. その他の製造業
30. 電気・ガス・熱供給・水道業
31. 情報通信業
32. 放送業、映像・音声・文字情報制作業
33. 情報サービス業
34. 新聞業、出版業
35. 広告制作業
36. 運輸業、郵便業
37. 倉庫業
38. 繊維・衣服等卸売業
39. 飲食料品卸売業
40. 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
41. 機械器具卸売業
42. その他の卸売業
43. 飲食料品小売業
44. 機械器具小売業
45. 無店舗小売業
46. その他の小売業
47. 金融業、保険業
48. 不動産業、物品賃貸業
49. デザイン業
50. 広告業
51. 宿泊業
52. 飲食サービス業
53. 持ち帰り・配達飲食サービス業
54. 旅行業
55. 冠婚葬祭業
56. 娯楽業
57. 教育、学習支援業
58. 医療、福祉
59. 廃棄物処理業
60. 自動車整備業
61. 機械等修理業
62. 職業紹介・労働者派遣業
63. 建物サービス業
64. 警備業
65. その他：[FA]
66. 無職・わからない

ご不明点をご遠慮なくお尋ねください

問い合わせ先

担当者	亀井、和田
Eメール	dtrs-crisis-contact@tohmatu.co.jp
Webサイト	www.deloitte.com/jp/hl

社名	デロイトトーマツ リスクアドバイザリー株式会社
社名(英語)	Deloitte Tohmatu Risk Advisory Co., Ltd.
所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
主な事業内容	リスクマネジメントに関するコンサルティングサービス
事業開始日	2009年4月1日
代表取締役社長	岩村 篤
資本構成	有限責任監査法人トーマツ100%
資本金	50,000,000円
電話	03-6213-1300(代表)
Webサイト	www.deloitte.com/jp/dtra

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに 関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または 関係法人 の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム および それらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

